

1. 議事日程

(平成16年度安芸高田市予算審査特別委員会小委員会(建設常任委員会))

平成16年7月8日

午前10時開議

於本庁3階旧議場

開 会 議 題

- (1) 議案第37号 平成16年度安芸高田市一般会計予算
- (2) 議案第41号 平成16年度安芸高田市公共下水道事業会計予算
- (3) 議案第42号 平成16年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業
特別会計予算
- (4) 議案第43号 平成16年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計予算
- (5) 議案第44号 平成16年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計予算
- (6) 議案第45号 平成16年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業
特別会計予算
- (7) 議案第46号 平成16年度安芸高田市簡易水道事業特別会計予算
- (8) 議案第47号 平成16年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計予算
- (9) 議案第48号 平成16年度安芸高田市水道事業会計予算

閉 会

2. 出席委員は次のとおりである。(11名)

委員	天 清 斐 雄	委員	渡 辺 義 則
委員	井 上 尚 文	委員	塚 本 近
委員	赤 川 三 郎	委員	井 上 正 樹
委員	松 野 俊 寿	委員	川 先 悟 郎
委員	西 川 佚 夫	委員	今 野 仁千六
委員	吉 村 正 登		

3. 欠席委員は次のとおりである。(1名)

委員 新山勝義

4. 安芸高田市議会委員会条例第21条の規定により出席した者の職氏名(20名)

市 長	児 玉 更太郎	助 役	増 元 正 信
参 事	小 野 豊	収 入 役	藤 川 幸 典
総 務 部 長	新 川 文 雄	総 務 課 長	高 杉 和 義
財 政 課 長	垣 野 内 壮	建 設 部 長	金 岡 英 雄

建設課長	沖野文雄	下水道課長	新川昭夫
水道課長	岸野秀信	管理課主幹	益田茂樹
建設課主幹	松川孝司	水道課主幹	山本孝治
清流園場長	片岡勝城	八千代支所長	平下和夫
美土里支所長	立川堯彦	高宮支所長	猪掛信幸
甲田支所長	武添吉丸	向原支所長	益田博志

5. 職務のため出席した事務局職員の職氏名(5名)

事務局長	増本義宣	次長兼総務係長	光下正則
議事調査係長	児玉竹丸	書	記 国岡浩祐
書	記 倉田英治		

~~~~~  
午前10時00分 開会

天清委員長 皆さん、おはようございます。大変毎日暑いのにご苦労でございます。  
市長さん並びに説明員の皆さんには、連日の委員会でお疲れのことと  
思います。どうぞ今日もよろしく願いたします。

ただ今の出席委員は、11名でございます。定足数に達しておりますの  
で、これより建設常任委員会を開会いたします。

本日の審査日程は、お手元に配付したとおりであります。

それでは、議事に入ります。

まず、予算審査特別委員会から審査委託を受けました、議案第37号平  
成16年度安芸高田市一般会計予算の件の内、建設常任委員会の所管の予  
算の審査の件を議題といたします。

建設部長から要点の説明を求めます。

金岡建設部長 委員長。

天清委員長 金岡建設部長。

金岡建設部長 おはようございます。今委員長の方から話がございましたように、建  
設部の常任委員会の方、よろしく願いたします。

それでは、各課の説明に入らせていただく前に、今日実は各課長が参  
っておりますが、管理課におきましては小都課長がただ今病気療養中で  
ございますので、担当の主幹、係長が説明員として出席させていただ  
いております。どうぞよろしく願いたします。

それでは、建設部の特に歳出予算の総額等について、少し概要の説明  
をさせていただきます。まず一般会計で衛生費の浄化槽及びし尿関係で、  
3億3,889万7,000円、また土木費では22億1,896万5,000円、それと教育  
費の中の温水プール関係で5億6,805万円、それから特別会計では下水道  
関係、5特別会計でございますが、併せまして28億4,743万4,000円、また  
水道関係では2特別会計で18億5,826万8,000円、それと公営企業会計の  
水道でございますが6億5,094万4,000円で、建設部に關わります歳出予  
算総額は84億8,255万8,000円となっております。

これには一般会計から各特別会計への繰入金約15億円は入れておりま  
せんが、大変大きな膨大な予算となっております。これにつきましては、  
ほぼ事業等について各町、旧町の時に計画されたものを予算に計上させ  
ていただいております。

あと、8月からの実施ということで大変厳しい状況にございますが、  
部といたしましては各支所と連携を取りながら、この予算を有効かつ効  
果的に執行していきたいと考えておりますので、議員各位におかれまし  
ても、どうぞご支援ご協力をよろしく願いをいたします。

それでは、これから予算書及びお手元に配布させていただいておりま  
す資料に基づき、各課長からご説明をさせていただきます。どうぞよろ  
しく願いたします。

山根庶務係長 委員長。

天清委員長 山根庶務係長。

山根庶務係長 はい。それでは失礼いたします。平成16年度予算の管理課所管分の内、庶務係について主なものを説明いたします。住宅係につきましては、益田主幹の方から説明いたします。

まず、歳入でございますが、19ページをお願いいたします。19ページ13款使用料及び手数料、1項使用料、7目土木使用料、1節道路使用料でございますが、これは道路占用料として1,150万円計上いたしております。

続きまして20ページをお願いいたします。同じく13款でございますが、2項の手数料、4目土木手数料、1節土木管理手数料、予算額は45万6,000円を計上いたしております。主なものとしましては、屋外広告物許可手数料45万円でございます。

続きまして24ページをお願いいたします。24ページの下段、下の方になりますが、15款県支出金、2項の県補助金、1目総務費県補助金、1節総務管理費補助金5億1,184万1,000円の内、管理課分として土地利用規制対策事業費補助金として20万6,000円を計上いたしております。

続きまして28ページをお願いいたします。2項県補助金、6目土木費県補助金、2節住宅費補助金58万8,000円を上げておりますが、これは老朽住宅除去等事業補助金として計上いたしております。

続きまして29ページをお願いいたします。3項委託金、5目土木費委託金、2節河川費委託金は、河川清掃の委託金として150万円を計上いたしております。

続きましてちょっと飛びますが36ページをお願いいたします。36ページの20款の諸収入でございますが、その中の5項の雑入、4目雑入、3節雑入2億866万円の内、管理課関係として1,092万1,000円を計上いたしております。主なものは国や県からの樋門管理の委託料でございます。

これで歳入の方終わります。続きまして歳出の説明をいたします。72ページをお願いします。72ページ下段、下の方をお願いします。8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費2億3,203万円の内、管理課所管分として右端の説明欄のところに記載してありますが、土木総務管理費4,084万2,000円を計上いたしております。節で言いますと9節の旅費以下、次のページ73ページの27節公課費までが管理課の所管いたしております。主なものとしましては、19節の負担金補助及び交付金3,148万5,000円でございますが、これは現在広島県農林振興センターの職員さんを3名ほど派遣を受け入れております、その負担金と各種改良促進期成同盟等がございますが、その負担金を計上いたしております。

続きまして2項の道路橋梁費でございます。1目道路橋梁総務費9,406万7,000円の内、管理課所管分といたしましては同じように右端の説明欄に記載しております、道路橋梁総務管理費として1,266万円を計上いたしております。主なものとしましては、合併後の道路台帳の整備委託

料でございます。

続きまして75ページをお願いいたします。75ページ3項河川費、1目河川総務費1,312万8,000円でございますが、主なものは13節の委託料1,096万1,000円で、これにつきましては国、県の河川に設置してあります樋門の管理に関する樋門操作員さんへの委託料がほとんどでございます。

続きまして76ページをお願いいたします。76ページ下の段の4項都市計画費でございますが、1目都市計画総務費578万6,000円の内、人件費を除きました199万7,000円が所管分でございます。主なる支出につきましては、13節の委託料150万でございますが、これは都市計画マスタープランの策定に向けての調査業務の委託料を計上いたしております。

以上、管理課所管の内、庶務係に関する予算の説明を終わらせていただきます。

天清委員長 続いて、益田主幹。

益田主幹 はい。失礼いたします。住宅系の予算を説明いたします。まず歳入でございますが、19ページをお願いいたします。13款使用料及び手数料、1項使用料、7目土木使用料、2節住宅使用料として現年度分5,450万円、滞納繰越分として10万円を計上いたしております。

引き続きまして22ページをお願いいたします。14款国庫支出金、2項国庫補助金、5目土木費国庫補助金、3節住宅費補助金1,812万2,000円を計上いたしております。内訳は、公営住宅家賃収入補助金、公営住宅整備事業費補助金及び公営住宅家賃対策補助金でございます。

次に38ページをお願いいたします。21款市債、1項市債、6目土木債、3節土木債670万円でございます。

続きまして歳出の説明をいたします。77ページをお願いいたします。8款土木費、5項住宅費、1目住宅管理費4,922万8,000円の内、人件費を除きました2,367万5,000円を住宅係分として計上しております。節で言いますと、1節の報償費以下78ページの19節負担金補助及び交付金までを計上しております。主なるものとしましては住宅管理の修繕費としまして641万4,000円、住宅マスタープラン、住宅下水道設計委託料等として944万1,000円を計上しております。

それから五十貫部住宅の水道接続工事、紅葉ヶ丘下水道接続工事費等として440万7,000円を計上しております。また五十貫部住宅テレビ共同受信施設整備負担金として100万6,000円を計上しております。

続きまして78ページ、2目住宅建設費でございますが1,835万5,000円を計上しております。美土里町の桑田住宅4戸の設計費と造成工事費、用地購入費を計上しております。以上、住宅系の予算の説明を終わります。

お手元の方にですね、私ども今住宅係が所管しております住宅の名前と、管理戸数を配布しておりますので、ご一読よろしくをお願いいたします。

沖野建設課長 委員長。

天清委員長  
沖野建設課長

沖野建設課長。

はい。それでは建設課関係についてご説明をいたします。

歳入から行いますので18ページをお開き下さい。12款分担金及び負担金、1項分担金、3目土木費分担金、2節河川費分担金では、先般議決いただきました安芸高田市水防災対策特定河川事業に伴う分担金徴収条例に係る宅防事業分担金として160万を計上いたしております。

22ページをお開き下さい。14款国庫支出金、1項国庫負担金、3目災害復旧費国庫負担金、1節土木災害復旧費負担金では存目を計上いたしております。同じページの2項国庫補助金、5目土木費国庫補助金、1節道路橋梁費補助金では、本年度国庫補助事業で採択を受けております、4路線の道路改良事業に係る交付金内示額1億5,950万円を計上いたしております。なお、交付率は基本額の55%となっております。

28ページをお開き下さい。15款県支出金、2項県補助金、6目土木費県補助金、1節道路橋梁費補助金では、本年度県補助事業で採択を受けております、2路線の道路改良事業に係る補助内示額900万円を計上いたしております。

36ページをお開き下さい。20款諸収入、5項雑入、4目雑入、3節雑入の建設課関係の雑入では、吉田屋内温水プールに係る地中熱利用について、独立行政法人新エネルギー産業技術総合開発機構から、地域エネルギー促進事業助成金として3,433万5,000円及び高宮町の香淀大橋にかかる照明料として管理協定を締結しております三次市から3万円の合計で3,436万5,000円を見込んでおります。

続きまして、歳出のご説明をいたします。73ページをお開き下さい。8款土木費、2項道路橋梁費、2目道路維持費では1億3,135万円を計上いたしております。7節賃金では、倒木除去及び除草に係る賃金として10万5,000円、8節報償費では市道一斉補修時として80万円、9節旅費では道路維持工事に係る関係機関の協議のため、一般職員旅費8万円、11節需用費では道路施設の簡易な修繕が主なもので395万2,000円、13節委託料では昨年度実績に基づき除草作業関係としたしまして2,750万円、除雪関係といたしまして除雪路線延長318キロメートルで930万円、道路敷きの未登記箇所整備及び維持工事に伴う調査設計監理委託料として700万円の、合計で4,380万円を計上いたしております。

74ページをお開き下さい。14節使用料及び賃借料では、市道一斉補修時の採石運搬用自動車及び市道併用河川堤防の草刈り作業借上げ料として51万2,000円、15節工事請負費では補助事業等の対象とならない1500万以下の継続道路維持改良工事及び平成15年度の実績に基づいた単価をもとに旧町単位の路線延長で乗じた額を計上いたしております。その内容は714キロとなる舗装済み路線の路面補修及び287キロとなる未改良区間の維持修繕工事として5,050万円、部分改良を行う路線の単独事業として2,550万円の、合計で7,600万円を計上いたしております。16節原材料費では、未舗装路線補修用採石及び冬季の凍結防止剤の購入費とし

て240万円。17節公有財産購入費では、道路維持工事に伴う部分改修に係る土地購入費として150万円。19節負担金補助及び交付金では、単独補助といたしまして市道の除草に対し210万円。22節補償補填及び賠償金では維持工事に伴います電柱移転料として10万円計上いたしております。3目道路新設改良費では9億4,684万8,000円を計上いたしております。

道路新設改良費につきましては予算説明資料として別冊を用意しておりますので、この資料の5ページをお開き下さい。

新市建設計画などに基づき、平成16年度投資的事業で旧町から要望されておりました路線は、資料に掲げておりますとおりで、継続路線17路線、新規路線7路線の計24路線となっております。いずれも早期完成が求められております。

本予算におきましては、旧町での予算要望により、既に国及び県の内示が来ておりますので、これに基づき編成をいたしております。しかしながら用地取得が難航しているなど、課題のある路線もあるため、事業熟度を把握しながら事業進度に応じた重点配分により、継続路線から早期完成を目指したいと考えております。事業ごとの内訳は、国庫補助事業として市道市場宮ノ城線改良工事から、市道甲立中央線改良工事までの4路線で、総事業費2億9,900万円。地方特定道路整備事業として市道大宮線改良工事から、市道横川人次線舗装改良工事までの19路線で、総事業費4億7,930万円。単独県費事業として市道叶谷線改良工事路線から市道山田東林寺線改良工事までの3路線で総事業費7,250万円を計上いたしております。なお、用地取得が難航している継続路線も多く見られるため、今年度は用地取得に全力を掲げる内容といたしております。

次のページに路線ごとの位置図を添付しておりますので、ご参照いただきますようお願いいたします。

また、19節負担金補助及び交付金9,734万8,000円の内、広島県芸北地域事務所建設局吉田支局が行う県営事業負担金として、昨年度実績により9,604万8,000円を計上いたしております。

予算書の75ページにお戻り下さい。4目橋梁維持費では、市道橋の塗装工事として131万4,000円を計上いたしております。3項河川費、2目河川維持費では、緊急工事に対応するため、15節工事請負費において330万円を計上いたしております。4目宅防費は高宮町において国土交通省が行う水防災対策特定河川事業に伴い、市が行う付帯工事の宅防費として1,289万2,000円を計上いたしております。13節委託料では工事部分の確定測量等の調査設計監理委託料として300万円。14節使用料及び賃借料では工事に伴う借地料として10万円。

76ページをお願いいたします。15節工事請負費では、国土交通省が行う工事の付帯工事として900万円、17節公有財産購入費では、付帯工事に伴う用地買収費に20万円、22節補償補填及び賠償金では付帯工事に伴う立ち退き補償として50万円をそれぞれ計上いたしております。

河川改良費については、事業の執行予定がないため廃目といたしてお

ります。

77ページをお開き下さい。4項都市計画費、3目小規模排水事業費は吉田町の川向排水路の改修に係るもので502万2,000円を計上いたしております。

90ページをお開き下さい。10款教育費、6項保健体育費、3目体育施設費、説明欄の屋内温水プール建設費において5億6,805万5,000円を計上いたしております。これは平成15年度安芸高田市一般会計暫定予算で債務負担行為を議決いただきました、吉田屋内温水プールの建設費に係るもので、節の内、関係分の主なものは13節委託料では、施工監理委託料として310万円。15節工事請負費では5億3,200万円、18節備品購入費では3,000万円をそれぞれ計上いたしております。

なお、吉田屋内温水プール建築工事概要書を参考資料の7ページから11ページに添付いたしておりますので、参考にさせていただきますようお願いをいたします。

続きまして91ページをお願いいたします。11款災害復旧費、2項土木施設災害復旧費、1目公共土木施設災害復旧費では、存目をそれぞれ計上いたしております。以上で、建設課関係の内容説明を終わります。

新川下水道課長  
天清委員長  
新川下水道課長

委員長。

新川下水道課長。

失礼をいたします。下水道課におきます一般会計分、歳入歳出予算につきまして、ご説明を申し上げます。

新市になりまして、下水道課におきましては、し尿収集の業務、また吉田町におきます高田地区工業団地の下水処理場の運営管理、また高宮町におきます清流園の同じくし尿の処理の運営管理を担当いたしますので、それらについての一般会計の予算でございます。

それではまず19ページをお願いいたします。13款の使用料及び手数料でございますが、3目衛生使用料といたしまして1節保健衛生使用料、この中のし尿施設使用料といたしまして、市内3業者によりますし尿の収集運搬車によります、清流園への使用料として738万4,000円を計上いたしております。

続きまして20ページをお願いいたします。同じく13款使用料及び手数料の内、2目の衛生手数料でございますが、2節清掃手数料といたしまして、し尿処理手数料がございます。現在約1,400件程度の利用がございます。これらにつきます手数料1億2,794万2,000円を計上いたしております。

続きまして22ページをお願いいたします。14款の国庫支出金、3目衛生費国庫補助金でございます。保健衛生費補助金といたしまして小型合併処理浄化槽設置整備事業費補助金といたしまして275万7,000円を計上いたしております。

続きまして26ページをお願いいたします。15款県支出金でございます。3目の衛生費県補助金といたしまして一番下段の2節環境衛生費県補助金



といたしまして、小型合併浄化槽設置整備事業費補助金として220万5,000円を計上いたしております。

次に30ページをお願いいたします。16款の財産収入、2目利子及び配当金でございますが、この内、高田地区工業団地下水処理場基金利子として1万9,000円。一番下段の清流園施設改修基金利子として20万円計上いたしております。

次のページの31ページでございますが、18款繰入金といたしまして4目の公共下水道事業特別会計繰入金として、存目1,000円を計上いたしております。

次に32ページをお願いいたします。繰入金の内、6目農業集落排水事業特別会計繰入金として存目1,000円でございます。7目の特定環境保全公共下水道事業特別会計繰入金、同じく1,000円。9目の浄化槽整備事業特別会計繰入金、同じく存目1,000円を計上いたしております。

次に36ページをお願いいたします。20款諸収入でございますが、雑入といたしまして、下段でございます下水道課関係雑入といたしまして471万9,000円を計上いたしております。これは高田地区工業団地での下水処理に係ります各企業からの徴収金でございます。

続きまして38ページをお願いいたします。21款の市債の内、12目特別会計繰出債でございますが、下水道課分といたしましては特定環境保全公共下水道事業、浄化槽整備事業、農業集落排水事業、公共下水道事業、コミュニティ・プラント整備事業、それぞれ5事業の金額でございますが8億990万円の内、4億2,270万円が下水道課分でございます。

次に歳出をお願いいたします。62ページでございます。4款の衛生費、7目環境衛生費でございますが、この内19節の負担金補助及び交付金2,296万4,000円の内、小型合併浄化槽整備事業費1,298万円、また浄化槽整備事業特別会計繰出金7,993万7,000円、コミュニティ・プラント整備事業特別会計繰出金5,882万2,000円が繰出金でございます。負担金補助及び交付金につきましては、小型合併浄化槽の個人設置の補助金20基分でございます。

次に63ページをお願いいたします。4款の衛生費、2目のし尿処理費でございます。これは清流園におきますし尿処理の事業に関わるものでございます。主なものといたしまして、給料等の清流園におきます場長以下3名の人件費等2,595万3,000円、また施設におきます管理費といたしまして254万円。それから各町におきますし尿収集の運搬業務に関わります委託料といたしまして1億5,693万9,000円でございます。また、し尿処理施設の管理費ということで、これは高田地区工業団地に係ります施設管理費として322万9,000円でございます。また、清流園関係におきましては1億3,725万6,000円でございますが、節で申しますとそれぞれの需用費でございますが、清流園におきましては消耗品、それから電気代、あるいは修繕料等の需用費がございます。また、委託料におきましては、し尿処理の6町分の業者への委託料1億5,560万円程度の委託料が

ございます。また清流園におきましては、ダイオキシン等の測定、あるいは電気、空調等の保守点検費、また焼却灰の処分等の委託料がでございます。

次に64ページをお願いいたします。同じく18節の備品購入費でございますが、これは清流園におきます脱水計器等の水分計の購入でございます。また、19節の負担金及び交付金といたしましては、県北情報センター等の負担金、あるいは廃棄物協議会等の負担金でございます。

続きまして76ページをお願いいたします。下段の8款土木費、1目の都市計画総務費でございますが、一番下段でございます2目公共下水道費7億564万5,000円でございますが、これは公共下水道事業特別会計繰出金として2億9,390万9,000円、また特定環境保全公共下水道事業特別会計繰出金といたしまして4億1,173万6,000円でございます。以上で、一般会計の下水道課につきましてのご説明を終わります。

天清委員長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

井上(樹)委員 委員長。

天清委員長 井上委員。

井上(樹)委員 それではちょっと簡単なことからお尋ねしたいと思うんですが、合併するまでに生活道舗装という事業があるわけですが、これが各町によって若干メニューと申しますか、規格と申しますか、旧吉田町の場合は2戸を原則とする、高宮町さんにおかれましては1戸についても、一応個人負担があれば行いますよと、いろいろ各町によっていわゆるいろんなメニューがあったんじゃないかなという気がするんですけども、新市安芸高田市になりますんで、この生活道舗装の基準はどういう基準でやられるのか、1点お伺いしたいと思います。

それと、全部一緒にやっておりますんで、もう1点、これは私、吉田町時代からお願いしとったんですが、いわゆる下水道の総合的な整備事業というのがあろうと思うんですけども、どうも見てみますと特定環境、いわゆる特環といわれる地区というのが、吉田町時代から私もお願いしとるんですが、どうしても計画が一番最後になる可能性が、この予定で見るとなるわけで、吉田町時代では必ずその中で小型合併槽の補助も併用しながら、今後やりましょうという。国の方においてもいろんな国土交通省予算関係とか農林省の関係とかがあって、いろんなのがありますけども、そういうのも併せて総合的な見直しを5年計画でなくても1年でもいいから随時推進できるような見直しを図りましょうということがあるんですけども、その辺りを、これ基本的なこれからの下水道のトータルの整備事業になろうかと思うんですけども、そういう基本的な考え方、また、そういう遅くなる所における小型合併槽の補助制度の導入というのは、早急にやってもらいたいということも踏まえて、お願いしたいと思うんですが。

考えてみると新市が合併しましたから、スタートした向原町のように、

早いところから、平成22年という今の予定までいくと、30年以上のいわゆる下水道の事業の完成の時間的な差があると思うんですね。その辺りをできるだけ平等化するためにも、そういう導入はぜひお願いしたいと思うんですが、基本的に考えについてお伺いしたいと思います。以上の2点をお願いします。

金岡建設部長 委員長。

天清委員長 金岡建設部長。

金岡建設部長 井上議員さんのご質問の1点目の生活道舗装でございますが、議員ご指摘のように、6町それぞれこれまで取り組みをなされております。吉田町では先ほどご紹介ありましたように、2戸という取り扱い、美土里、高宮ではそれぞれ補助、延長、あるいは戸数等で軒先までというような状況もございます。また向原におきましては幅員によつてのそういう助成制度がございました。これにつきましては、合併協の時にいろいろ議論もしてきたわけでございますが、非常に政策的な部分もあるということで、合併後速やかに調整をするということで、実は先般も産業振興部の方といろいろここの調整をさせていただいている最中でございます。と言いながら、当面につきましてはこれまでやってこられたものを基本的に据えて、そこらのある程度調整期間も要るんじゃないかというような考え方を持っております。今こういうかたちでということまではいっておりませんが、早急にそこらの整理もしたいというふうに思っておりますので、今しばらくご猶予をいただきたいと思ひます。

また、下水道、合併浄化槽等の関係でございますが、これにつきましては予算編成時点から市長の方からもいろいろ指示をいただいております。ご指摘のございましたように吉田町、また八千代町等で特に公共下水、あるいは特定環境保全公共下水道が今から進んでいくわけでございます。そういう中で少しでも早く皆さんに同様な下水処理を享受していただくことは、大きな課題でございます。ここらにつきましても、今年度いろんなかたちで全市の中の見直し、これは無論、それぞれ各旧町がそれぞれいろんなかたちで調整をして来られておりますので、それを踏まえてさしていただくということになるかと思います。それと、こういう大きい事業は、国の補助事業をいただいておりますので、国、あるいは県との調整ということもございしますが、より効率的に早くできる方法を今年度いろいろ調整、あるいは模索をしてみたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

井上(樹)委員 委員長。

天清委員長 井上委員。

井上(樹)委員 今、答弁をいただいたわけですが、合併をしまして今のように生活道の問題なんかというの、これから調整をできるだけ早くするという答弁ですが、いわゆる市民にいい条件になるのはできるだけそつちに合わすということが、私は合併の基本じゃないかなという気がいたします。どうしても条件がいいところ、確かに経費もかかるわけですが、細

かいこうという問題については、できるだけ市民に有利な方法を統一化していくというのが市政で必要じゃないかなという気がしますんで、是非とも早い時期にそういう画一したものに進めていただくように、重ねてお願いしたいと思います。

それと、今の下水道の総合的な考え方で、このそういう答弁、実はずっと今までも続いているわけですね。結論がなかなか出てないというのが現状じゃないかと思うんです。合併しましたんで、またちょっとかたちが変わってきたんですけども、そこらあたり、市長さんも今日お見えになっておられますけども、指示があったという答弁でございますが、そこらは早急にですね、解決していただかないといわゆる吉田町におきましてもそういう地区において、いわゆるコミュニティが行います、年に1回の懇談会等でもそういう回答がなされたままになっておるといふ実状がありますんで、その辺を踏まえて、できれば市長の決意、考え方をお聞きしたいと思います。

天清委員長  
児玉市長

児玉市長。

ご指名でございますので、お答えをしたいと思います。この上水、下水の問題についてはですね、特に下水の問題については公共下水、農林省の関係の農業集落排水等の関係もあります。建設省の関係もございますが、そこらで最近になって、厚生省の単独の合併浄化槽等も非常に有利なものが出てきております。そういうことでコスト的には単独でやった方がコストが安いという結果が出ております。ずいぶん安いコストになっとります。そういうことで、その見直しが必要じゃないかということ、もう当初から見直しにかかるとるところでございます。300メートルも500メートルも長いところは1キロ近く、1軒家を引いて、莫大な経費がかかるところもあります。これは今までやむを得なかったところもあるわけで、そういうところは断続的に見直しをするという方が、経費の面から見ても非常にいいと、また早くできるという点もあるわけでございます。

天清委員長  
渡辺委員  
天清委員長  
渡辺委員

他に質疑はありませんか。

委員長。

渡辺委員。

はい。2点ほどお尋ねをしてみたいと思います。まずただ今説明をいただきました道路予算、それから下水道予算、かなりな事業が計画をされておるわけでございますが、考えてみますと普通なら6月には執行できるということでございますが、今年は合併ということで市が現在審議中というようなことでございますので、かなり遅れると思うんですが、見通しとして、部長さんこれ繰越明許というようなことは、起きるようなことは、現在はないように執行されるわけなんです。総体的なお考えをお尋ねしてみたいというふうに思います。

なお、予算書90ページで、教育費の中で、温水プールの予算をいただいたんですが、できればせつかくこの資料をいただいておりますんで、

資料説明の方も、加えてお願いしたいというふうにお願いします。

金岡建設部長  
天清委員長  
金岡建設部長

委員長。  
金岡建設部長。

はい。失礼いたします。渡辺委員さんのご質問の1点目の、予算編成時期、少し合併でずれ込んでいるが、執行状況はどうだろうかということであります。ご指摘のとおり、大変事業量も多くございます。今ご説明申し上げました一般会計のみならず、後ほど説明をさせていただきます、特別会計でもかなり膨大な事業費、特に工事費が組まれておる状況でございます。基本的には年度内完成というのが大原則でございます、そういう中で最大限の努力をさせていただきながら、場合によっては繰り越しということも万やむを得ず、これは市単独ではなかなか難しいこととございますので、県等とも調整をしながら、そういう状況が予測される場合は協議をしながら工事の方に支障がないように、対応したいというふうを考えております。

それともう1点、どうしてもこの工事発注に係りまして、特に道路関係、先ほど担当の建設課長も申し上げましたが、予算、あるいは資料に挙げております路線がすべて一斉に「よーい、ドン」という状況にはございません。今までいろんなかたちで、用地難航した路線もございます。中には国費が付いたものもございますし、そういう中で最大限今年用地を取得を先行させながら、工事をさせていただくということとございますので、いろんなかたちで議員の方々にもご支援、ご協力を賜りたいというふうに思っております。

それから2点目の温水プールにつきましては、松川主幹が担当しておりますので、松川主幹の方からご説明をさせていただきます。

松川主幹  
天清委員長  
松川主幹

委員長。  
松川主幹。

それでは2点目の温水プールについてのご説明を申し上げます。まず目的でございますが、スポーツが楽しめる施設の整備、市民の健康、生きがいづくりを目的に、安芸高田市にはない健康増進、健康維持、また機能回復機能を持った屋内温水プールの整備を行うものでございます。場所といたしましては、吉田サッカー公園と一体的な健康増進、スポーツの振興が図れ、また県営事業で実施されました健康保安林と隣接しております、吉田町の西浦に建設するものでございます。

工事の概要でございますが、本施設の概要といたしまして、鉄筋コンクリート一部鉄骨平屋建て。建築面積2,486.43平方メートル、延べ面積2,282.1平方メートルでございます。

施設の内容といたしまして、プール棟は25メートル、6コース、資料の方の8ページでございます。それから幼児用、子ども用プール、水深1メートルの歩行用プール、ジャグジー、トレーニング用のプールと監視室と会談室でございます。管理棟は、受付を兼ねた事務室、ラウンジ、トレーニング室、更衣室、トイレ、シャワー室と見学用コーナー等で、

その他、倉庫や器具庫、地下室でございます。

駐車場につきましては、普通車用87台、バス用3台と自転車用20台を予定いたしております。また、建物に付随いたします給排水、空調、換気等の機械設備工事、それに伴います熱源確保の地中熱工事、さらに電気設備工事と浄化槽設備工事でございます。

全体事業費といたしまして、現時点で約9億7,200万円を見込んでおります。工事につきましては平成15年度、16年度の2カ年債務で契約をいたし、建設をするものでございます。なお、15年度は造成工事、地中熱の一部工事といたしまして4億400万円を執行いたし、16年度5億6,805万5,000円を執行予定でございます。

渡辺委員 委員長。

天清委員長 渡辺委員。

渡辺委員 はい。初めに道路、あるいは下水道工事につきましては、部長さん説明いただきました。大変最近の予算の流れと現場の流れというのは非常にアンバランスな関係といいますか、事業がある時はもうすごいあるし、予算が切れたら何にもないというような、大変地域の産業振興という面からも、あまり好ましくない状況があると思いますので、今の段階でそんなことを議論することではないんですが、無駄話のようですが、できるだけバランスの取れた早い機会に執行していただきたいなというふうに思っております。

次に、温水プール、ただ今説明をいただきましたし、これは旧町からの引き継いでの事業でございますが、いろんな問題も過去においてはあるようでございますが、今後の5億4,500万、これらの執行にあたって、いろんな問題が発生しないような方法を取っていただきたいなというふうに思っておりますが、その辺について部長さん、話せるだけの範囲でご説明をいただきたいと思っております。

天清委員長 金岡建設部長。

金岡建設部長 はい。失礼いたします。温水プールの事業の関係でございますが、議員ご指摘のように、大変大きな事業でございますが、いろいろ住民の方、市民の方の注目を浴びている事業でございます。これにつきましては、いろいろ問題がご指摘をされるようなことが決まらずに、先般も部内での話もさせていただいております。また、施工監理につきましては、これは設計コンサルを入れて非常に厳しくやるように指示をし、実際もやっております。また、いろんなかたちで問題が起きた時には、早急に担当課の方へ申し出をいただいて、対処するという一方で、意思統一をさせていただいております。また、全体的には20%程度の進捗という状況でございますので、これからが大変大きな事業となります。そういう意味では十分心してかかりたいというふうに思っております。

天清委員長 他に質疑はありませんか。

井上(尚)委員 委員長。

天清委員長 井上尚文委員。

井上(尚)委員 はい、井上です。これは一般的なことにもなるかと思いますが、市長さんに一言お尋ねいたします。建設の職員の方々は経験豊富なベテランのスタッフでお見かけしております。心強く感じております。市長さんは合併前から、合併によって専門的な行政機構も考えられると、このように申されております。このことはこれからの市政にとってですね、大変に重要な要件と思われれます。建設に限らず知識の豊富な人材を適材適所に配置し、個人の能力、知識をですね、十分に発揮することにより、市政の資質向上につながるものと思われれます。新体制のもとで16年度予算可決後は執行されるわけでございます。建設部関係で一般会計では先ほどありましたが、48億、全体の18%、また特別会計におきましても47億、全体の29%計上されております。この中でも検討次第では経費の節減も可能だと思われるところもございます。これからは高度の特殊技能、技術が問われる時代であります。機会を捉え、研修、あるいはですね、講習等ですね、資格の習得、知識の高揚に努めていただきたいと、このように思いますが、この点について市長さんの見解をいただきたい。

それから、これは部長さんにお伺いすることになるかと思いますが、事業に係る支所の対応の在り方でございます。少し具体的に申しますと、予算成立後は工事を発注されるわけでございますが、関係者、地権者の対応でございます。どの程度までが支所のいわゆる権限といいますが、委ねられるのか、道路工事あるいは河川工事等で問題が生じた場合、できるだけ早く対応しなくてはなりません、本所の職員が今までとは違って即に対応するというのもできかねるのではないかと。この場合の支所の職員のどういう対応がこれから必要になってくるのか、いうように思われれます。この点についてもお伺いします。以上です。

天清委員長 児玉市長。

児玉市長 お答えをいたします。合併をいたしましてかなり専門的な知識が必要になってくるということは、我々も合併の段階から予想をしておりましたし、そういうことで、そうは言うても合併早々なかなかすぐということにはなりません。したがって現在も県から土木部から派遣をしてもらっとる職員もございまして、また県の建設技術センターへ、技術の習得ということで職員を派遣をしております。そういうことで、専門的な職員の要請というのは急を要する問題でございますので、我々もその点についての取り組みをしておるところでございます。また、今後は県の権限が移譲されるということも考えながら、特にそういうものが早急に専門的な職員ということが必要になってくると思いますので、今後ともそのような対応を引き続いてやっていくというように、考えておるところでございます。

金岡建設部長 委員長。

天清委員長 金岡建設部長。

金岡建設部長 井上議員さんの事業に係る支所との関係のご質問でございますが、基本的には維持管理に関わりますものについては、支所の方を基本に置い

て工事等もやっていただくと。ただ、維持と言いましても非常に大きいもの等ございましたら、部の方の担当課の方でやらせていただくことになろうかと思えます。また、改良等の用地につきましては、基本的には各6町それぞれ住民の方、これまで職員がいろんなかたちで携わっておられたということがありますので、支所を窓口にしていただいて、用地担当の部署がございますのでここが中心になって動かしていただいたらというふうに考えておるところでございます。

それと、工事等で問題が生じた場合も同様で、基本的にはいろんなことで支所の方へ入ってくる可能性が多いと思えますので、それによって支所での対応が困難であるという場合は、それぞれの関係課の方で早急な対応をするように。実は支所長さんとあまり詳細なところまで詰めた状況ではございませんが、基本的な考えとしては、そういう考えの中で、支所と本庁の考え方を整理させていただきたいというふうに思っているところでございます。

天清委員長 この際、11時15分まで休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前11時03分 休憩

午前11時15分 再開

~~~~~○~~~~~

天清委員長 再開いたします。

井上(尚)委員 委員長。

天清委員長 井上尚文委員。

井上(尚)委員 部長さんにお願ひしますが、先ほどの答弁で、基本的な考え方というものわかりましたが、やはり地権者、関係者ですね、これの対応がスムーズにいくように支所とのですね、やっぱり連絡調整いいですか、取られて、的確な対応をしていただきたい。と、申しますのも、やはり地権者は、ただ支所の方から本所へ聞いてくれというような対応では、住民不在いうかたちになりますので、その点は早急にですね、連絡をとりあいこして、的確な返答を講じてもらいたい、このように思っていますので、よろしくお願ひします。

金岡建設部長 委員長。

天清委員長 金岡建設部長。

金岡建設部長 ただ今のご質問の件でございますが、ご指摘のように特に用地、地権者との対応につきましては、支所の方がこれまでの住民関係の中においても十分理解をされてるという前提に立ちまして、現在少し事業が動いてるところにつきましては、支所の方と連携を取りながら、地権者の方へ相談あるいは協議をさせていただいてる状況でございます。そういう状況も踏まえまして、特に支所との連携をより綿密にして、担当課の方とうまく事業を進めるように動いていきたいというふうに思っております。

今野委員 委員長。

天清委員長 今野委員。



今野委員 はい。2点ほどお伺いしますが、合併協議会でですね、ずっと積み上げてきたもの、こうやって重点的に今予算措置されてやっておられると、このように思うわけですが、早急にですね、市道の関係とかあるいは住宅の入居基準とか、いろいろなところをですね、まちまちでございますので、各町が。そういうところをですね、まずここで1点ね、早急にですね、基準といいたいでしょうか、そういうものを整備する必要があるんじゃないかと、このように思うわけですが、そこらあたりを1点お伺いします。

それとですね、プールの関係でございますけども、どこの町かと言うたらずね、差し支えがありますけども、隣ぐらい言うときでしょうか。三次の奥の方と言うときでしょうか。その温水プールを作つてですね、非常にランニングコストがかかってですね、町財政を圧迫しとると、これはプール作った自治体ですね、悩みの1つになつとるわけでございます。それにつきましてですね、作られるのはいいんですが、作られてですね、ランニングコストがどれぐらにかかると、そしてどれぐらいの使用人数があつて、どれぐらいでペイできるんかと。それがですね、はっきりしないとですね、これも大きな財政負担になってくるんじゃないかかと思ひます。他の事業に負担がかかってくると、こういうことを懸念するわけでございます。ですから、今からのですね、私の理想を言いますと、やはり地方の時代、こういうことになりますとですね、やはりそこそこがですね、やはり財政的にペイできると。全部町からですね、市からですね、一般会計から繰り出ししなきゃ運営できないんだと、こういうようなことがですね、いろんな面に出てこようかと思ひます。また、現在でもですね、出てきております。それが段々多くなりますとですね、それに対して他な事業ができなくなると、こういう危険を憂うもんでございますが、そこら辺りの具体的に言いますと、ペイがどれぐらいできるんかということ。それでその財政負担になつて、他の事業に迷惑がかかるようになるんじゃないかということですね、心配しとるもんですから、質問いたします。

金岡建設部長 委員長。

天清委員長 金岡建設部長。

金岡建設部長 はい。今野議員さんのご質問でございますが、まず1点目の合併協議会で積み上げ、いろいろ事業をやるようになっておるが、いろんな基準が整備されてないという問題につきましては、ご指摘のとおり、例えば私のとこの部でも使用料あるいは負担金等、まだ十分そこらの調整ができていないものがございます。これは合併協議会の時点で、全部整理ができてないという状況がございましたので、今この数年である程度の調整をするということで、今いろいろ調整をさせていただいております。ご指摘のように、早期に整備する必要があるということをおもひますので、そういう対応を今後進めていきたいというふうにおもひます。

それから、プールの件でございますが、プールの件につきましては、ご指摘のように、やはりものができて利用していただくというのが大きな目的でございます。そういう中でランニングコストの問題は大きなその1つの要素になろうかと思いますが、現在、ある程度わかっている範囲内でのご説明ということでご了解いただきたいと思います、担当の松川主幹の方からご説明させていただきます。

松川主幹 委員長。

天清委員長 松川主幹。

松川主幹 まだ、本市のできてからの細かい積算をいたしておりませんが、こちら辺では県立三次公園、最近できました黒瀬町等の資料を取り寄せてみますと、大体4,000万近く年間の維持管理費が要っているように思います。それに対しまして、使用料、使用料の設定、金額の設定によりますけど、大体1,500万程度がプールの使用料として入ってきてるようになっております。以上です。

今野委員 委員長。

天清委員長 今野委員。

今野委員 これもね、行政サービスの一環ですから、ここでね、プールでね、利益を上げてどうのこうのという考えはですね、そこまでは言うてないわけですけども、本来なら地方の時代になりますと、やはり市そのものが、やはり儲けてもいいんじゃないかと。やっぱりこういうサービスを市民にしたためにですね、損をしたんだというんじゃないし、サービスして、そこで利益が上がると、これが今後望ましい自治の運営じゃないかと、このように思うわけです。初めからですね、2千何万何某、赤字をやるんだということになりますとですね、そこんところを私が心配をしておるわけですよ。ですから、今いろんな設備なり機械なりやられます。省エネもあります。ですからね、いかにランニングコストを抑える作り方をするかと、こちら辺りもう少し英知を絞っていただきましてですね、ランニングコストがかからないような、それであえて言えば利益があがるような、こういうものを企画していただきたい、このように思います。以上です。

天清委員長 答弁はいいですか。

今野委員 いいです。

天清委員長 他に質疑はありませんか。

西川委員 委員長。

天清委員長 西川委員。

西川委員 はい。向原会派の西川でございます。私ちょっと住宅のことで質問させていただきたいと思いますが、建設部長さんには向原のことで私が言おうとすることは、建設部長さんよく知っとられると思いますが、向原のこの詳細にですね、これをいただいておりますのでよく質問するのにわかったわけですが、向原の住宅で向が丘団地いうところで、35と管理棟になっとります。いうことは全戸ですかいね。今、私らが行って見たとこ

るでは、10戸も入っと思ってない気がします。あとは全部遊んどる。今まででも再々私たちも、長い間そういう住宅が投げ去りになってですね、あそこは気が痛みよう。なんできれいにしても人を住まさんのか。住ましゃあ下水道料も入る、税金も入る、家賃も入る。あがあして投げとったんじゃあ何にもならん。古いけえいけんのかのと思って見ましたら、この表を見させてもらいますと、吉田町あたりは昭和29年頃建ったものを、まだ使うとってのようになってる。向原町は早うからあの住宅を遊ばせとるが、部長さんよく知っとられる思うんです。小丸子団地なんか載せとらんでしょ。これはもう管理せんのですか。小丸子団地は。あそこらがまだ昭和40何年代の住宅ですから、ちょいちょい手を加えりゃあ、まだ人に住んでいただける。どれくらい向原に住宅が皆さんに必要とされとったか。それがこれを見てから残念でなりませんので、止むに止まれず立って発言をさせてもらったんですが、今までは私たちも向原町は下水道やるようるけえ、金を使ようるんじやと、がまんせにゃあいけんのじゃ、がまんせにゃあいけんのじゃというような印象でですね、私たちも何一つよう言わずにですね、ここで言うべき問題じゃないことかもわかりませんが、まあ考えてみて下さい、皆さん。向原町にはですね、夜間の電気がついとるグラウンドが1こもないんです。そういうような状態でございます。どうかですね、この住宅はまだまだ住んでもらえりゃあ、ちょっと手を加えりゃあですね、もう少しどうにかなるんじやなかろうかと思えますんで、やっぱり何とかひとつ考えてもらいたい。よろしく願います。

金岡建設部長  
天清委員長  
金岡建設部長

委員長。

金岡建設部長。

西川議員さんの住宅の問題でございますが、特に向原町の向が丘住宅、あるいは小丸子住宅というご指摘がございます。実は旧向原町でも何度かご質問いただいたり、お話をさせていただいたんですが、向が丘住宅、小丸子住宅につきましては、かなり前からこれは新しく尾原住宅、新しい住宅を建てるということで入居停止をさせていただいた経緯がございます。その関係で、今そこへお手元の資料には小丸子住宅が入っておりません。これは小丸子住宅につきましては、今年度用途廃止をさせていただくということで、合併前、そういう取り決めの中で合併をさせていただいておまして、それにつきましては既に入居できないような現地の措置をさせていただいております。それから向が丘住宅でございますが、実はこれもその当時から向が丘住宅については入居停止という状況の中で、同様な扱いをしておりましたが、やはり新しい住宅へいろんな事情で移れないという状況がございました。それで現在10戸程度入っていただいておりますが、これらの基本的な住宅の整理の仕方につきましては、今いろいろご指摘いただいたことも踏まえながら、今年度全市の住宅マスタープランというものを立てるようにしております。これは、今ご指摘がございましたように、各旧町でいろんなかたちで住宅を持っ

ておられます。それらを将来の住宅の在り方について、いろいろ考え方を整理するということをごさいます、そこらの中でいろいろ議論をし、検討もしていきたいと思っておりますが、現時点、旧向原町から引き継いでおります住宅、向が丘、小丸子住宅につきましては、現状のものを何とか維持をしながら、そういう中で今後検討させていただきたいというふうに思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

西川委員 委員長。

天清委員長 西川委員。

西川委員 前向きな答弁をいただきまして、大変嬉しく思いますが、是非ですね、新しいのを立て替えるまでになるかもわかりませんが、こうしてですね、やっぱり不景気になりますと、なかなかそういうところ今からなかなか金を向けて新しいところ建っておられるいうところへなかなかいかんのではないかと思うて、この間から市長さんの三位一体問題が非常に田舎に悪いというような話も聞いたりして、大変苦しいんじゃないかと思っておりますが、どうか、まだまだ46年、吉田町では29年、30年、34年のがまだまだ現在使われておるような状態でございますので、誰か新しいのが建つまでですね、何とかちょっちょつと修理するぐらいのことなら、住んでもらわれるわけですから、ひとつそこらを本当に本気になってですね、ひとつよろしく願いしたいと。以上です。

天清委員長 他に質疑はありませんか。

塚本委員 委員長。

天清委員長 塚本委員。

塚本委員 高宮会派の塚本です。2点ばかりお聞きしてみたいと思います。まず第1点目は建設予算が上程されまして、道路改良の件につきましても26件、そして下水等々、工事が発注される状況になってきますけれども、これに対する入札の基準はどのように考えておられるのか。例えば旧町単位で入札されるのか、市全体でされるのか、そして業者の基準はどのようにされるのか、いうことをまず1点。

そして、説明書にいただいております先ほど井上議員の方から少しありましたけれども、ここに特別会計というかたちで書いてあるんですけども、公共下水道施設建設費の中に、吉田処理区、下水道事業全市見直し業務というふうに書いてあるわけですけども、先ほど井上議員さんが説明された、今後この下水をどのように考えていくかということ、これは見直すという意味で書いてあるのかどうか。そこ2点ほどお願いします。

新川総務部長 委員長。

天清委員長 新川総務部長。

新川総務部長 入札制度の新しく安芸高田市になりまして、入札制度の件でございます。ご承知いただきますように、今回合併をさせていただき、旧町村いろいろなですね、そうした入札執行されておったんではなからうかと思っております。現在、我々総務部管理課の中にですね、先ほど市長さん

からもご説明がございましたように、県の土木部の管理課の方から1名派遣をしていただいております。こうした公共工事の入札執行の在り方、専門的な知識の中からですね、我々指導していただき、現在、ある程度の方向性を出させていただいとるところでございます。

まず、現在進めさせていただいておりますことにつきましては、平成16年度の入札制度の検討委員会、これは各担当課長、また支所におきましては業務管理課長の中で、現在基礎的な部分をですね、実施をさせていただいております。いろいろ旧町村の実態を見させていただきますと、旧町村でランクを付けられた町村もございますし、ランクを付けてない町村もございますので、今回におきましてはある程度建設局の状況の入札制度等の在り方も検討させていただきながら、新たな制度として安芸高田市として、入札工事に関わる指名業者の選定方法というのを、要綱の中で格付けをしていきたいと思っております。このことにつきましては、合併し、ある程度の指名願いとというのも出させていただいておりますし、県の方の指導のかたちの中で、現在あらゆる角度からこの検討を進めさせていただいております。いろいろ基本的には現在、安芸高田市の入札制度検討委員会というものを設置させていただき、現在、その要綱に基づきまして各課長をする検討部会と、続きましては委員会各部長、各支所長、そういう2段階の中です、今後事務を進めていきたいと思っております。当然、公共性、公共工事の適正を期するためにもですね、まずこの基準がまず一番だろうと思っております。骨格的には、もう合併したわけでありまして、ある程度今まで旧町村で実施をされておりました入札方法等も参考にしながらですね、また県土木、建設局を参考にしながら、高田のエリアの中の入札執行をさせていただきたいと思っております。具体的には8月の下旬に向けての作成をですね、させていただきたいと思っております。現在、ある程度の要綱作成なり、基準というものは設けさせていただいて、細部にわたっての各担当課長、今後においては部長で協議を重ねさせていただいて、新たな入札制度というものを作成させていただきたいと思っております。以上でございます。

金岡建設部長 委員長。

天清委員長 金岡建設部長。

金岡建設部長 塚本議員さんの下水道等の見直しの関連質問でどうなるんだろうかということでしたが、これは先ほど井上議員さんにもご説明をさせていただきましたが、旧町それぞれいろんな事業を取り組んで、下水整備、これは公共下水から合併浄化槽まで取り組まれております。そういうものを基本におきまして、それぞれそこの今後の整備方針等の見直しを図りながら、新市の下水道計画全体がまだできておりませんので、そういうことで下水の見直しを図りながら、新市の計画をもう一度きちっとしたものを作っていくたいということでございます。

塚本委員 委員長。

天清委員長 塚本委員。

塚本委員 今、総務部長さんの方からお聞きしますと8月上旬ということでございましたけども、今までに作ってなくてはならなかったものが8月上旬ということだろうと思いますけども、果たしてそれで間に合うんだろいかどうか、事業がですね。早急にやっていただきたいというふうに思います。

なお、下水の見直しにつきましては、これにつきましてもやっぱり相当な建設資金も投入するわけでございますんで、是非ともその見直しをかけてですね、生活水準を上げると言いますか、そういうものを一時も早くやっていただきたいと、このようにお願いをしておきたいと思います。

天清委員長 他に質疑はありませんか。

赤川委員 委員長。

天清委員長 赤川委員。

赤川委員 吉田会派の赤川です。2点ほどお伺いしたいと思えます。まず1点は、予算書の75ページでございますけれども、8款土木費の1目の河川総務費の中にですね、13節委託料の中に樋門操作員への委託料ということが、説明されたと同ったわけですが、この樋門の操作をするような樋門がですね、この市の中に何軒あるのか。また、その操作員がですね、何人おられるのか、あるいはまた、その操作員については年にどのぐらいの研修、あるいはまた講習等を行われるのか、まず1点お伺いいたします。

2点目にですね、この道路新設改良費主要事業の中にもいろいろ書いてあるわけですが、これ市道等については、明細に事業内容も書いてあるように受け止めておるわけでございますけども、県営事業、負担金については、昨年度の実績額ということが書いてあるわけですが、この中に昨年度から向原町、また八千代間ですね、林道整備等々については、500万の調査費が付いて推進をしようということでしたが、そのこれからの見通し等々について、ご説明いただきたいと思えます。

また、同じくですね、一般農道でございますけども、中馬地区のこれから18年にかけてはトンネル工事あるいは20年にかけては完成という話もございましたけれども、そういった県営の事業、またもう1件は、原田吉田線の事業でございますが、いずれにいたしましてもこの合併支援、あるいは合併促進道路として認められて、早期に工事をということでしたが、このことについてお伺いいたします。

金岡建設部長 委員長。

天清委員長 金岡建設部長。

金岡建設部長 はい。赤川議員のご質問の中の1点目の河川総務費の中の委託料の関係でございますが、これにつきましては担当しております山根庶務係長の方からご説明をさせていただきます。

また、県営の負担金内訳はということでございますが、これは基本的には県の行います県道事業に対する負担金でございます。それにつきましては、建設課長の方からお答えをさせていただきたいと思っております。

山根庶務係長  
天清委員長  
山根庶務係長

委員長。

山根庶務係長。

はい。それでは失礼いたします。1点目にご質問のありました樋門関係でございますが、樋門につきましては国の関係と県の関係がございます。まず国の関係から申しますと、樋門カ所は全部で61カ所あります。町別に申しますと、吉田の関係が20、八千代の関係が5、高宮の関係が2、甲田の関係が34、併せて61です。それから県のことを言いますと吉田の関係が2です。八千代の関係が3、甲田の関係が3です。併せて県関係が8ほどあります。それから操作員の方ですけども、一部重複、一人の方が複数持っておられることありまして、吉田の場合でいいますと11人おられます。八千代が2人、高宮町が1人、甲田町が34名、今のが国の関係です。県関係は吉田が1人、八千代も1人、甲田が3名というふうになっております。それから研修につきましては詳細は私詳しいことまでは知りませんが、操作につきましては各操作員に対しまして、操作説明書等が配布されておりますし、吉田の出張所の方からも操作点検について見回りをしておられることと思っております。以上です。

沖野建設課長  
天清委員長  
沖野建設課長

委員長。

沖野建設課長。

県営事業の負担金ということで、ご説明を申し上げます。今年度予算は昨年度実績を上げさせていただいております。本年度はまだ県の方から具体的な事業の概算がきておりませんので、本予算におきましては昨年度実績で計上したという内容になっております。具体的な路線名につきましては、吉田町につきましては昨年度実績で主要地方道吉田瑞穂線、主要地方道吉田豊栄線、一般県道古屋吉田線、一般県道原田吉田線、八千代町につきましては一般県道勝田吉田線、主要地方道浜田八重可部線、美土里町につきましては主要地方道三次美土里線、主要地方道吉田瑞穂線、一般県道中北川根線、一般県道亀谷壬生線、高宮町につきましては一般国道433号線、主要地方道甲田作木線、主要地方道三次美土里線、一般県道船木上福田線、一般県道三次江津線、甲田町につきましては主要地方道広島三次線、主要地方道世羅甲田線、向原町につきましては主要地方道吉田豊栄線ということで、県の県営事業の分担金徴収条例に基づきまして、10分の1から15分の1の負担金を県に納めることとなっております。以上でございます。

赤川委員  
天清委員長  
赤川委員

委員長。

赤川委員。

ただ今答弁いただいたわけでございますけども、樋門管理のことでございますが、国の方が61カ所ということでございまして、吉田が20カ所ということでございまして、操作員は11名しかおられないという

ようにお聞きいたしました。樋門によっては操作員のおられない樋門があるかどうか、そこをお尋ねしたいと思います。

山根庶務係長

委員長。

天清委員長

山根庶務係長。

山根庶務係長

樋門につきましては、ご質問にありました操作員はいないのではないかとございまして、吉田におきまして20樋門がありまして、すべて樋門操作員の方が付いておられます。それで私先ほど樋門操作の操作員が吉田の方が11名と言いましたが、ちょっと訂正願います。20樋門がありまして、人数がそれぞれ付いておられまして、20の樋門に対して20人おられます。ごめんなさい。失礼いたします。

赤川委員

委員長。

天清委員長

赤川委員。

赤川委員

そのような結果を聞いたわけでございまして、樋門によっては、例えば県営は場整備事業等々によってできた樋門があるわけでございすけれども、その樋門については操作員はその組合でもってしておるのが現状のところもあるわけですが、そういった特定の樋門の操作ということでございまして、そういった方には研修とか、あるいは講習とか、そういう説明会はないわけでございすけれども、今後ですね、そういった樋門操作に関わることににつきましては、すべて同じ条件の中で指導なり説明をいただきたいと。もし、増水等々の事故の場合にはですね、そういった樋門の管理については国、県が委嘱をしておるところの操作員がおられるところはいいと思ひますけれども、もしそういった操作員が独自でその地域でやられとる場合の事故責任と言ひますか、そういったことについて、今後どのような考えをもっておられるか、これは市長さんにひとつお伺ひしたいと思います。

天清委員長

児玉市長。

児玉市長

今まで長いこと行政に関わっておりますが、樋門の問題が出たのは初めてでございまして、私もちょっとその点がですね、安心しきって、建設省がもう委託しとるんでと、こういうことでもう問題ないというように理解をしておったんですが、ただ今のようなご指摘がございすので十分調査しながらご指摘のとおり、両方やはり整合性がないといけませんので、整合性があるように、もしか研修が足りないところは研修を許可するというようにしていきたいと思ひます。

天清委員長

他に質疑はありませんか。

吉村委員

委員長。

天清委員長

吉村委員。

吉村委員

吉村です。ちょっとお聞きするのが、20ページの使用料、手数料いうところの、ちょっともう1回説明してもらいたいんですが、45万6,000円の屋外広告物許可手数料とあります。これをちょっともう1回説明してみてください。それから質問します。

山根庶務係長

委員長。



天清委員長 山根庶務係長。

山根庶務係長 はい。それでは失礼いたします。これは、通常、屋外広告物と言いま  
して、県の条例によりまして、屋外すべてではございませんが、屋外に  
広告物を掲げる場合には手数料が要するというふうになっておりまして、  
その額等は決められておりまして、光があるとか、光がないとか、大き  
いとか小さいとかいうことに応じまして、手数料が入るようになってお  
ります。

吉村委員 委員長。

天清委員長 吉村委員。

吉村委員 実はこのことと関連するんですが、今、町道管理は土木の方がされる  
ことになっておりますよね。それでここの中でどこの中にあるかわかりま  
せんけども、例えばこれからの市道は、管理者がやっぱり安芸高田市の  
土木課、建設部になりますと思うんですよね。それで例えばああいう市  
道へいろいろ土地へ公共物みたいないろいろな広告類とか、その土地に  
例えば分かりやすく言えば、電柱とか、こういうものに対する手数料が  
ね、どの部分に入っているのかちょっとわかりませんが、こういう部分  
はどういうふうにさしていただいているのか、質問いたします。

山根庶務係長 委員長。

天清委員長 山根庶務係長。

山根庶務係長 今、ご質問にありました電柱等の広告物につきましても、今こちらに  
あります手数料の屋外広告物手数料の中に含まれております。

吉村委員 委員長。

天清委員長 吉村委員。

吉村委員 それにしては、安芸高田市としてはあまりにも少ないような感じもす  
るんですよね。わずかこれぐらいで済むものなのか。例えば市道へね、  
市道の土畔に電柱を立てるとか、それから一般の方の広告物を許可す  
るとかした場合に、これぐらいのことで済むのかどうか、ちょっと疑問な  
んですが、もう少し詳しく。

金岡建設部長 委員長。

天清委員長 金岡建設部長。

金岡建設部長 ただ今ご質問、今担当係長の方からは広告物のみのご説明でございま  
したが、19ページの方へ、電柱等をこれは道路使用料というところ、7  
目の1節の中へ1,150万、これの中へNTT、あるいは中電の関係のもの  
につきまして、占用料をいただくということで、ここに計上させていただ  
いております。

吉村委員 わかりました。

天清委員長 他に質疑はありませんか。

塚本委員 委員長。

天清委員長 塚本委員。

塚本委員 収入の部で19ページと20ページ、土木使用料の市営住宅使用料繰り越  
し滞納分10万円、そしてし尿処理手数料滞納分74万1,000円、現在の滞

納状況をお知らせ願いたいというふうに思います。

金岡建設部長  
天清委員長  
金岡建設部長

委員長。  
金岡建設部長。  
塚本議員さんの住宅使用料、あるいはし尿の使用料、手数料についてはそれぞれ担当の方からご説明させていただきます。

益田主幹  
天清委員長  
益田主幹

委員長。  
益田主幹。  
はい。住宅使用料の滞納状況をご報告をいたします。6月末現在で38件の滞納がございます。金額にしまして508万400円です。これ340月、今滞納がございます。鋭意努力して滞納処分をしておりますので、よろしくお願いたします。

新川下水道課長  
天清委員長  
新川下水道課長

委員長。  
新川下水道課長。  
下水道課におきますし尿の手数料でございますが、平成15年度以前の金額といたしまして123万7,020円、それから6月、この4月、5月分を含めると239万9,647円でございます。件数で申しますと270件でございます。以上です。

天清委員長

他に質疑はございませんか。  
〔質疑なし〕  
質疑なしと認めます。  
これをもって質疑を終了いたします。  
この際、13時まで休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前11時55分 休憩
午後 1時00分 再開

~~~~~○~~~~~

天清委員長

再開いたします。  
続いて、議案第41号、平成16年度安芸高田市公共下水道事業特別会計予算の件を議題といたします。  
建設部長から要点の説明を求めます。

金岡建設部長  
天清委員長  
金岡建設部長

委員長。  
金岡建設部長。  
失礼いたします。平成16年度安芸高田市公共下水道事業特別会計予算は、歳入歳出総額5億2,787万2,000円でございます。内容、詳細につきましては、下水道課長よりご説明させていただきます。

新川下水道課長  
天清委員長  
新川下水道課長

委員長。  
新川下水道課長。  
それでは、私の方からは公共事業につきまして、事項別明細書によりましてご説明を申し上げます。なお、配布いたしております資料につきましては、13ページの施設の管理状況、また15ページの主要の建設事業等の内容におきます説明を参考にしながら、ご説明を申し上げます。

それでは、予算書の168ページをお願いいたします。この公共下水道事業におきましては、吉田町の都市計画区域内、用途地域を定めております地域に対しましての事業の執行でございます。歳入でございますが、1款分担金及び負担金でございます。1目の分担金といたしまして加入者分担金1,045万1,000円、これは49件分の分担金を見込んでおります。

2款使用料及び手数料、1目の使用料でございます。1,911万1,000円、現年度分490件分ほど見込んでおります。

次に3款国庫支出金、1目の公共下水道事業国庫補助金でございます。9,000万円でございます。これは補助率2分の1でございます。

4款の県支出金、1目の公共下水道事業補助金でございます。330万円、これは単独関係に対しまして、県の方からの補助率30%を見込んでおります。

6款の繰入金、1目の一般会計繰入金2億9,390万9,000円でございます。

7款の繰越金、1目の繰越金で、存目でございます。

次に170ページをお願いいたします。8款の諸収入でございますが、1目の雑入といたしまして2,200万円、これは消費税の還付金及びその他の雑入といたしまして、浄化槽汚泥を吉田の浄化センターに投入しております、その投入料として入って参ります。

9款の市債、1目の公共下水道事業債でございます。8,910万円でございます。

次に歳出でございます。1款総務費、1目一般管理費3,762万3,000円の内、主なものといたしましては、人件費等でございますが、その他19節の負担金補助及び交付金377万円でございます。これは下水道協会等の負担金、また下水道加入促進の補助金といたしまして48件程度の支出を見込んでおります。公課費におきましては消費税でございます。

2款の施設費、1目の施設管理費でございます。7,873万円、この内、これは吉田の浄化センターにおきます施設管理費でございますが、この施設管理の委託料といたしまして需用費、委託料等計上いたしております。施設管理におきましては4,419万2,000円の委託料、また汚泥脱水、汚泥の運搬費等650万円を見込んでおります。それから委託料の中にはそれぞれの電気保安点検、またマンホールポンプ等の維持管理費、また水質分析等の委託料が含まれております。備品購入につきましては、水質管理器具等の購入を見込んでおります。

次に172ページの施設費、2款の施設費、1目の施設建設費でございます。公共下水道事業の区域内におきます事業におきまして係る費用でございますが、委託料につきましては先ほどご説明がありましたように、下水道事業の今回の新市としての新しい計画をするということで、見直しの業務を見込んでおります。また、公共下水道の事業認可を変更というかたちで現在、時期がきておりますので、その作成業務を1,955万程度見込んでおります。また、工事に際しましての積算、あるいは事前の調査業務等の委託料といたしまして1,745万程度見込んでおります。使

用料及び賃借料につきましては、工事に際しましての借りの駐車場、あるいはコピー機のリース料等でございます。また、工事請負費2億1,250万円でございますが、今回工事区域を4工区程度の工事箇所に分けまして、発注予定でございます。この工事に際しましての補償補填及び賠償金におきましては4,000万円を計上させていただいております。これは上水道等の移設補償が主なものでございます。

次に3款の公債費でございます。1億607万8,000円でございますが、元金及び利子等の支払いでございます。

4款の諸支出金、1目の一般会計繰出金でございます。存目1,000円でございます。

また、5款の予備費におきましては100万円の予備費を計上いたしております。以上でございます。

天清委員長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

天清委員長 続いて、議案第42号、平成16年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算の件を議題といたします。

建設部長から要点の説明を求めます。

金岡建設部長 委員長。

天清委員長 金岡建設部長。

金岡建設部長 失礼いたします。平成16年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算につきましては、予算総額を歳入歳出それぞれ8億8,800万3,000円とさせていただいております。内容、詳細につきましては、下水道課長の方から説明をさせていただきます。

新川下水道課長 委員長。

天清委員長 新川下水道課長。

新川下水道課長 それでは特定環境保全公共下水道事業特別会計について、ご説明申し上げます。

この事業におきましては、現在管理をしております甲田処理区の甲田浄化センター、また向原処理区の向原中央浄化センターの施設がございます。また、建設の主要事業でございますが、吉田処理区におきましてはこれから事業を着手するというところで、予定区域の認可申請等の業務を予定しております。また、八千代処理区におきましては、これまで継続して参りました管路工事、また今回処理場の建設を日本下水道事業団に委託をする予定をいたしております。また、甲田処理区におきましては、同じく継続して管路工事を進めて参りたいと思っております。

それでは、事項別明細書によりましてご説明を申し上げます。186ページでございます。歳入でございますが、1款分担金及び負担金、1目の分担金2,790万1,000円でございます。加入者分担金といたしまして2,79

0万1,000円、145件分の分担金を予定しております。

2款の使用料及び手数料、1目の使用料6,063万2,000円でございますが、下水道使用料といたしまして、甲田、向原分の供用開始をしております使用料の予定をいたしております。また、2款の使用料及び手数料でございますが、存目といたしまして、これは配水設備工事の指定店等の登録がございます。存目といたしております。

それから3款の国庫支出金、1目の特定環境保全公共下水道事業国庫補助金でございます。これは八千代処理区と甲田処理区の事業実施によります国庫補助金といたしまして2億3,860万円を計上いたしております。

4款の県支出金、1目の特定環境保全公共下水道事業県補助金でございます。これも同じく八千代、甲田におきます事業の県補助金でございます。487万5,000円でございます。

5款の財産収入、1目利子及び配当金、また財産売却収入におきましては存目でございます。

6款の繰入金、1目の一般会計繰入金、一般会計からの繰入金4億1,173万6,000円を計上いたしております。6款の繰入金、1目の特定環境保全公共下水道事業基金繰入金は存目でございます。

7款の繰越金でございます。15年度会計におきます決算剰余金といたしまして存目で1,000円でございます。

8款諸収入でございますが、預金利子として存目1,000円でございます。同じく雑入といたしまして、消費税の還付金580万円、またその他の雑入ということで、これは甲田の浄化センターへ浄化槽汚泥の投入といたしまして、一般会計から出るもので1,445万円、併せまして2,025万円でございます。

9款の市債といたしましては、1目公共下水道事業債として1億2,400万円借り入れる予定でございます。

次に190ページ、歳出でございます。1款の総務費、1目の一般管理費5,371万1,000円でございます。主なものといたしましては、人件費でございますが、その他負担金補助及び交付金といたしまして、甲田、向原におきます加入促進補助金といたしまして1,603万4,000円を計上いたしております。その他、公課費といたしましては消費税の納付ということで170万円計上いたしております。

2款の施設費、1目の施設管理費でございます。これは甲田の浄化センター、また向原中央浄化センターにかかります維持管理費でございます。主なものといたしまして、需用費でございますが、これは各施設におきます消耗品、電気代、あるいは修繕料等でございます。また、役務費におきましては、浄化槽脱水処理としての手数料。甲田におきまして400万円、また向原におきましては1,450万円を見込んでおります。13節の委託料でございますが、施設の管理業務の委託料としてのもの、また水質分析等の委託、また電気等の保守点検費を計上いたしております。14節の使用料及び賃借料でございますが、事務機器のリース料でございます。

ます。15節の工事請負費につきましては、これは施設管理としましては、不明水等の工事にかかるもの、また舗装復旧等の工事費でございます。

次に2款の施設費でございます。1目の施設建設費でございますが、施設建設費といたしまして、今年度吉田処理区におきましては平成17年度におきます認可申請へ向けての業務委託料として1,600万円、また八千代の処理区におきましては、平成14年度から継続をしております管路の事業、また処理場建設費でございます。3億2,448万5,000円でございます。また、甲田の処理区におきましては、平成5年度から随時管路工事を継続してやっております。2億752万2,000円でございます。これらにかかります主なものといたしまして、工事に伴います需用費、また工事に伴います委託料、それから工事請負費、それとそれに付随いたします補償補填の賠償金等の計上でございます。

次に192ページでございます。3款の公債費、元金及び利子につきましては、元金につきましては1億2,269万5,000円、利子につきましては7,600万円計上いたしております。

また、4款の諸支出金でございます。1目の一般会計繰出金といたしまして、存目1,000円でございます。

5款の予備費といたしましては100万円を計上いたしております。

以上でございます。

天清委員長 説明を終わり、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

井上(樹)委員 委員長。

天清委員長 井上議員。

井上(樹)委員 1点お伺いいたします。今朝ほども質問したわけでございますが、特定環境下水道施設の事業の中で、吉田処理区において、これは平成17年度からということで、許可申請業務というのは今説明を受けたわけですが、今朝ほどもお話ししたようにその辺りの事業の見直しをかけてという答弁をいただいたと思うんですが、これ吉田地区の、例えばどの地区までの申請とかっていうのが、多分あると思うんですね。そして今朝ほどあったように長い特環を引いていくわけですから、当然その見直しは、今朝やるよという答弁をいただいたわけでございます。この申請範囲というのはどのような地区までにやられて、何世帯ぐらいでという計画になっているのか、お尋ねしたいと思います。

新川下水道課長 委員長。

天清委員長 新川下水道課長。

新川下水道課長 吉田処理区につきましてはの説明でございますが、現在、国、県につきまして、旧吉田町の方が示しております特定環境の保全公共下水道事業計画、これがございます。今回、市としまして新しく全体の処理区域の見直しこれからしていくという中で、その中の公共下水道事業の区域につきまして、新しくこういった手法で細かくやっていくかというのが、今回の業務内容でございます。内容的にはですね、集合処理の事業区域

をずっと想定をしながらその中に個別処理が有利だというような状況も  
ございます。そういう各細かい作業を通じての申請が必要になって参り  
ます。当然その前に大きな新市の全体の処理区域の見直しというのもあり  
ますので、そこらをうまく調整をしながらですね、詳しい申請につま  
まして調整を行いたいと思っております。ですから現在、国、県に上が  
っております計画というのは、旧吉田町の区域が生きておりますので、  
これは処理場は先ほど説明をしました公共下水道におきます大浜の吉田  
浄化センターにおきまして、集合処理をします。ですから、特定環境保  
全公共下水道につきましては、管路の整備を随時広島の方で行きます  
と八千代に向かったの管路整備を進めていく計画が残っております。そ  
れから、美土里町に向いての丹比地区の公共下水道の区域の計画が残っ  
ております。そこらを全体の見直しに調整を図りながら、詳しい申請を  
していくという作業でございます。

井上(樹)委員 委員長。

天清委員長 井上議員。

井上(樹)委員 確かに特環の管も全部今の処理場ということで、処理範囲も当初計  
画されて、最終的には全部特環でやると、今の処理施設では間に合っ  
ていないということなんですよね。吉田の大浜の処理場においては。だから  
この申請業務ということになると、ある程度のピシッとしたエリアを決  
めて、今の都市下水の範囲から続けるわけですから、見直しと大きく関  
係はすると思うんですけども、考えてみればできるだけ都市下水の今計  
画しているところからその周辺というのは、ある程度予想はできると思  
うんですね。だからその辺りを今朝ほどの見直しと踏まえてどのように  
範囲を決めるとかっていうのは、今からそういうのを踏まえて検討して  
申請地も検討して出すという作業という、どちらにしても特環を外すわ  
けにいかないから、できるだけそういう見直しをかけて、今の時点では  
ハッキリした地域は言えないという理解でよろしいですか。

新川下水道課長 委員長。

天清委員長 新川下水道課長。

新川下水道課長 これまでの下水道の計画といいますのは、非常に長期にわたるとい  
うことと、莫大な費用がかかるということで、5年ごとの計画、あるいは  
見直しという時期が定まっておりました。近年そういったいろんな事業  
の内容、あるいは経費削減という観点からですね、ある程度見直しが、  
各市町村におきまして、市町村サイドの事情でですね、見直しが自由に  
できるといいますか、短期にそれぞれ考え直していくような方向で、国  
や県も理解を得ております。そういう意味で今回の見直し、市になりま  
した見直し時期に合わせまして、これまで概略で特定環境保全の区域を  
定めておりました旧吉田町の分につきましても、新しく見直しができる  
というかたちでご理解をいただきたいと思っております。

天清委員長 他に質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

天清委員長 続いて、議案第43号、平成16年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計予算の件を議題といたします。

建設部長から要点の説明を求めます。

金岡建設部長 委員長。

天清委員長 金岡建設部長。

金岡建設部長 平成16年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計予算につきましては、予算の総額を歳入歳出それぞれ9億5,241万6,000円とさせていただいております。なお、内容の説明につきましては、下水道課長より行います。

新川下水道課長 委員長。

天清委員長 新川下水道課長。

新川下水道課長 それでは、農業集落排水事業特別会計につきまして、ご説明を申し上げます。資料によります13ページの現在の施設管理状況でございますが、農業集落排水処理施設管理につきましては、旧6町全処理区域におきまして、稼働をいたしております。吉田地区におきましては国司のクリーンセンター、八千代処理区におきましては下土師浄化センター、美土里処理区におきましては生田の浄化センター、高宮処理区におきましては原田浄化センター、それから昨年度供用開始をいたしました、船佐中央浄化センター、甲田処理区におきましては浅塚浄化センター、向原処理区におきましては早くから稼働いたしております向原万念喜、坂上、長田、戸島、それぞれの浄化センターで、現在維持管理を実施いたしております。また、主要の建設事業でございますが、今年度予定をいたしておりますのは、吉田処理区におきます継続の管路工事、また今回処理場の建設を予定いたしております。また、向原処理区におきましては、機能強化ということで、かなり施設が老朽化をしている状況の中で、これまでの管路をやり替える管路工事、また処理場におきましても処理場を新しくやり替える処理場建設を今年度予定をいたしております。

それでは、事項別明細書によりましてご説明を申し上げます。206ページをお願いいたします。歳入でございます。1款の分担金及び負担金、1目の分担金1,830万1,000円、これは61戸分の分担金を予定をいたしております。

2款の使用料及び手数料、1目使用料5,592万1,000円でございますが、下水道使用料として、これまでの6町の処理区の中の使用料でございます。それから2款の同じく使用料及び手数料の1目手数料でございます。これは存目2,000円でございます。

それから4款の県支出金、農業集落排水事業県補助金でございます。3億3,405万円、これは県の補助金といたしまして吉田、向原の事業実施に伴います補助金で、これは県が国の国費分を含めて間接な補助を行うということで、県の補助金で受け入れを行います。

また、5款の財産収入といたしまして、利子及び配当金、財産売払収



入といたしまして、それぞれ存目でございます。

6款の繰入金、1目の一般会計繰入金でございますが、一般会計から4億3,673万7,000円の繰り入れでございます。

次に208ページ、7款の繰越金でございます。1,000円の存目でございます。

8款の諸収入、預金利子、これも存目1,000円でございます。8款諸収入、雑入といたしまして、消費税の還付金190万円、また、その他雑入、存目1,000円でございます。

9款の市債、1目の下水道債といたしまして1億550万円の下水道債を借り入れる予定でございます。

次に210ページでございます。歳出でございますが、1款総務費、一般管理費といたしまして5,564万2,000円でございます。主なものといたしましては、人件費でございますが、その他19節の負担金補助及び交付金でございます173万2,000円、これは土地改良事業団体連合会等の会費、また下水道補助金といたしまして、八千代、美土里の報償金を見込んでおります。それから公課費でございますが、各町消費税の支払の合計額355万円を見込んでおります。

次に2款の施設費でございます。先ほど申し上げました農集の施設といたしまして、11の施設の維持管理費を計上いたしております。1目の施設管理費でございます。吉田処理区におきましては国司のクリーンセンター1,770万円、八千代処理区におきましては下土師の浄化センター596万1,000円、美土里処理区におきましては生田浄化センター1,211万4,000円、それから高宮処理区におきましては原田と船佐中央浄化センター2,622万9,000円、また甲田処理区におきましては浅塚の浄化センターにおきます維持管理費788万円、向原処理区におきましては5つの施設の浄化センターでございます7,549万1,000円でございます。主な内容でございますが、需用費におきましては、消耗品、あるいは塩素の代、また燃料費、電気代等でございます。役務費におきましては、これらの施設から発生いたします汚泥の運搬処理の手数料でございます。また、委託料におきましてはそれぞれの施設におきます施設の維持管理業務、また水質検査、あるいは中継ポンプ等の保守点検業務の委託料でございます。使用料及び賃借料につきましては、マンホールポンプ等の土地の借り上げ代でございます。

工事請負費513万5,000円でございますが、これらは管路、あるいは舗装の沈下等によります補修の工事代、あるいは施設機材の維持、工事費でございます。次に2款の施設費でございますが、1目施設建設費、これにつきましては吉田処理区の建設費、また向原処理区の建設費をそれぞれ計上いたしております。吉田処理区におきましては入江地区の処理場、あるいは管路の工事におきまして3億9,200万円、また向原処理区におきまして、向井原の浄化センターの老朽化によります立て替え工事、また管路の機能強化によりますやり替え工事で1億8,182万4,000円ござい

ます。内容的には需用費でございますが、これは事務費とかコピー代でございます。13節の委託料におきましては、処理場の実施設計業務、あるいは管路の実実施設計の管理委託料でございます。使用料におきましては、入江地区におきまして、工事に際しましての仮設道の借り上げ等、予定をいたしております。工事請負費におきましては、それぞれの施設の建設費でございます。また、それに伴います工事に伴います水道施設等の移設工事がありますので、補償補填及び賠償金としまして1,600万円計上いたしております。以上施設建設費で5億7,382万4,000円でございます。

次に212ページ、3款の公債費でございますが、元金9,950万9,000円、利子におきましては7,472万6,000円計上いたしております。

4款の諸支出金でございますが、1目一般会計繰出金でございます。存目1,000円、また予備費におきましては100万円の計上をいたしております。以上です。

天清委員長 以上で、説明を終わります。  
これより質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

井上(尚)委員 委員長。  
天清委員長 井上議員。

井上(尚)委員 ただ今の説明で施設管理費が1億4,770万あまり、それに対してですね、使用料、これが5,500万あまりですか。現在この処理区の加入状況ですね、今年度は61戸見込まれておりますが、処理区の加入状況というのはどういうふうな状況にありますか、ちょっとお願いいたします。

新川下水道課長 委員長。  
天清委員長 新川下水道課長。

新川下水道課長 それでは、処理区の加入状況ということでお答えを申し上げます。旧町単位で申し上げますと、吉田町におきます農業集落排水の加入状況がありますが、国司地区が既に完了いたしております、加入率85%、また入江地区につきましては今年度が事業実施ということでまだ供用開始をいたしておりません。それから八千代町におきまして下土師の状況ですが、これは72.6%、それから甲田町におきます浅塚の農業集落排水におきます加入率は65.6%、それから向原町におきます農業集落排水事業の状況でございますが、向原99.1%、万念喜96.5%、坂上地区92.3%、それから長田地区91.4%、戸島地区におきましては90.8%、それから高宮町におきます原田地区でございますが、これは84.3%、それから昨年度供用開始いたしました船佐中央につきましては11.1%、それから美土里町におきます生田地区でございますが67.4%、これはいずれも平成16年3月1日の数字でございます。以上でございます。

天清委員長 他に質疑はありませんか。  
〔質疑なし〕  
質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

天清委員長 続いて、議案第44号平成16年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計予算の件を議題といたします。

建設部長から要点の説明を求めます。

金岡建設部長 委員長。

天清委員長 金岡建設部長。

金岡建設部長 平成16年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計予算につきましては、予算の総額を歳入歳出それぞれ3億4,117万1,000円とさせていただいております。内容の説明につきましては、下水道課長の方から説明させていただきます。

新川下水道課長 委員長。

天清委員長 新川下水道課長。

新川下水道課長 それでは浄化槽整備事業特別会計につきまず説明をさせていただきます。この浄化槽整備事業は、市が自ら設置をして管理をしていくという事業でございます。資料におきまして13ページの管理状況でございますが、現在、管理基数は徐々に変化するわけでございますが、現在把握しております基数といたしまして、吉田処理区では184基、美土里処理区におきましては255基、高宮処理区におきましては629基、甲田処理区におきましては429基、八千代地区におきましてはこれまで事業につきましては個人に補助を出して、個人が設置をされるということで、これから管理が出てくるものと思われまして、それから、建設事業でございますが、今年度、それぞれ吉田処理区、美土里処理区、高宮処理区、甲田処理区で浄化槽の設置工事を予定いたしております。

それでは、事項別明細書によりまして、ご説明を申し上げます。226ページをお願いいたします。歳入でございます。1款分担金及び負担金、1目の分担金でございますが、今年度4,600万1,000円予定をいたしております。

また、2款の使用料及び手数料、1目の使用料でございますが6,455万5,000円を計上いたしております。2款の使用料及び手数料の1目手数料でございますが、これは存目3,000円でございます。

また、3款国庫支出金、1目の浄化槽整備事業国庫補助金でございます。7,886万8,000円でございます。これは補助率3分の1でございます。

それから4款の県支出金、1目の浄化槽整備事業県補助金でございますが、起債の償還元金に対しまして、県の交付がございます。これは現在存目1,000円といたしております。

それから、5款の財産収入でございます。1目の利子及び配当金におきましても存目1,000円でございます。

228ページ、6款の繰入金、1目の一般会計繰入金といたしまして7,993万7,000円を見込んでおります。

7款の繰越金、1目の繰越金、存目1,000円でございます。

8款の諸収入、1目預金利子、これも存目3,000円でございます。8款の

諸収入、1目の雑入でございます。消費税還付金470万1,000円でございます。

それから、9款の市債、1目の浄化槽整備事業債といたしまして6,710万円を見込んでおります。

次に230ページの歳出でございます。1款の総務費、1目の一般管理費でございます。主なものは人件費でございますが、その他負担金補助及び交付金でございます。県の浄化槽推進協議会等の負担金、また改造資金の利子補給におきます補助金28万8,000円でございます。2款の施設費、1目の施設管理費でございます、8,980万6,000円。これはそれぞれのこれまで設置をいたしました浄化槽の施設管理費でございます。市が設置をしたものとして、合計1,006基ぐらいを今年度予定をいたしております。5,457万円。また、個人設置をされたものを管理をすることによって536基を予定をいたしております。これは3,466万8,000円。それらの管理に係ります需用費でございますが、11目需用費330万6,000円につきましては、浄化槽のプロワー等の修繕、あるいは消耗品等でございます。

12節の役務費1,027万9,000円につきましては、浄化槽におきます検査手数料ということで7条検査、あるいは11条検査がございます。それらの役務費でございます。また13節の委託料におきましては、これらの施設の維持管理、また保守点検の委託をいたしております。7,617万5,000円でございます。

次に、2款の施設費、1目の施設建設費でございますが、それぞれ今年度予定をいたしております吉田処理区30基程度3,199万3,000円。美土里処理区におきましては50基5,343万円。高宮処理区におきましては60基5,852万円。甲田処理区におきましては100基9,284万6,000円を見込んでおります。それぞれ建設に伴います需用費、役務費、また工事請負費でございます。

次に232ページの3款公債費でございますが、2目利子でございます。430万円。また、4款の諸支出金、一般会計繰出金でございます。存目1,000円、また予備費といたしまして100万円を計上いたしております。以上です。

天清委員長 説明を終わり、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

今野委員 委員長。

天清委員長 今野委員。

今野委員 個人の合併浄化槽ですよね、これにつきましてね、各家の維持管理費がですね、大体安いところで8万円、高いところで12万円ぐらい、年間ですね、支払っていると、このように思うわけですよ。つきましてですね、月々に11条ですか、7条ですか、管理しなければいけないという規定があるんだろうと思いますけども、これは塩素があるかないか、というようなことの、蓋を開けてみるというような程度の管理でございますけど、年に1回は全部根こそぎですね、注水しまして、そして洗うと、こうい

うような管理が入っとるんだと思いますけど。この年に1回の管理ということになると、業者に頼まなきゃいけないと、こういうことがあるのかと思います。月々の管理ですね。2ヵ月に1回か、1ヵ月に1回か、よく知りませんが、その管理はですね、その管理委託を業者に降ろすんでなしにですね、役場の方でおやりになると、非常に個々の家の管理料が安くつくんじゃないかと、このように思うわけですがいかがでしょうか。担当課の方のお考えは。

新川下水道課長  
天清委員長  
新川下水道課長

委員長。

新川下水道課長。

浄化槽の維持管理ということでございます。合併前の段階で、各町それぞれのやり方がございまして、例えば吉田町におきましては既存の個人が設置されております、個人が管理をされております浄化槽につきましても今度は町の方で管理をするというようなかたちで、合併前にそういうかたちに移って参りました。

新市になりまして、全体的な考え方の統一の中で、これからいろいろ啓発をしていくわけでございますが、新市におきまして、すべての浄化槽の維持管理を申し出があればですね、それぞれの検査がございまして、検査を通りますと、市の方で管理をしていくという方針で、現在思っております。既に一度広報等で回覧もしたと思いますけど、そういうかたちでございます。それで、先ほど申されました、7条、あるいは11条の検査というのは、国、県が定めた検査でございまして、これはいくら市が管理をいたしましても検査を受ける要件でございます。これにつきましては、市の方がそういった県が定めました保安協会があるんですが、そこへ委託料として払っております。

その他に日常の浄化槽の管理が必要になって参ります。それにつきましては、現在、市が許可をいたしております浄化槽の維持管理業者、現在3社おりますが、これらに分散をさせてですね、それぞれの地域ごとに管理をしているのが状況でございます。ただし、その管理の中身でございますが、現在市にもそういった浄化槽の精通した職員もおりますけれども、日常的な管理につきましては、専門の業者がですね、やらなければいけないようになっております。それから浄化槽を使用しますと浄化槽汚泥というのが、ずっと溜まってくるわけです。これは年間1回はですね、全部ないしある程度、汚泥を抜きなさいという法律がございまして、これを抜いて、現在は清流園の方で処理をしている状況でございます。これにつきましても、収集車が必要でございますので、市が自らそれを持ってですね、管理をするということは、なかなか難しいという状況でございます。以上でございます。

今野委員  
天清委員長  
今野委員

委員長。

今野委員。

全国的にですね、これは合特法というのがありますんでね、今までずっとやっておった業者へもってって、ああいいですよと。これはね、なか

なかいかないところがある。これはよく存じておりますけども、しかしながら、あるところではですね、3分の1ぐらいでこの維持費が済むんですよ。あるところは3万円ぐらいで済みようんが、あるところでは10万円ぐらいかかると、こういうような例が出ようんですよ。また、広島県においても、そいじゃあ3分の1ぐらいの費用で処理しますよという業者が、また出てきようるわけなんですよ。そこに時代の流れですから、この業界も切磋琢磨してからやりようんが現実なんですよ。ですからやはり合特法があるからというので、言いなりの値段ですーっとこうして行って、今1軒家に6人以上おりましたら1万円以上払うようになるわけですから、処理費をですね。そこらあたりをやはりこれ、行政が主導を持ってですね、住民にサービスをしていくと、こういうことも考えていかなきゃいけないと。実際にですね、勉強してみてください。何なら3分の1で維持管理をするという業者もおりますんで、そこら辺りも検討してみてください。

新川下水道課長  
天清委員長  
新川下水道課長

委員長。

新川下水道課長。

合特法ということで、これまで各6町それぞれ違ったかたちで対応してきたわけですが、平成13年に甲田、高宮町、また平成14年に吉田町、また平成15年に美土里町、八千代町がですね、それぞれ業者と協定を結びまして、それぞれ6町が同じ足並みを揃えたかたちで合併になったわけですが、そういう中で、業者におきます下水道事業がどんどん進む中で、し尿業者の業務が縮小していくという中で、代替え業務として市の方が浄化槽の維持管理業務を現在、委託をしている状況でございます。

これまでのそういった3分の1で済むとかいう管理費につきましては、それぞれの許可の段階での業者の方の管理状況でございますんで、それぞれのこういった管理をしているかという内容は、把握できないわけですが、現在は市としてそれぞれの業者と協議をしながら全市統一した維持管理を行っております。管理費におきましてもすべて同じ金額で行っております。

内容におきまして、それぞれ浄化槽におきましては県内的にですね、そういった浄化槽の協議会等もございます、そこらでの意見交換、情報をもらいながらですね、こういった管理が一番適正なのかということの検討をしながら、日々管理を行っておるのが現状でございます。

天清委員長  
渡辺委員  
天清委員長  
渡辺委員

他に質疑はありませんか。

委員長。

渡辺委員。

合併浄化槽ということでございますので、多少午前中の件に関わってくるんですが、汚泥の問題が、浄化槽ですから出ますんで、そういう意味で質問させていただきたいと思いますが。

こうして生活環境の整備ということで我々もはじめとして、廃水処理

の問題についてはいろんな事業でこれまでも進めてきておるわけなんです、この合併浄化槽が今後どんどん増えると思うんですね。というのは、公共下水とか、ここにありますような、特定環境保全公共下水とかいった、あるいは農集とかいったのはもう地域に限られるわけで、それ以外のその周辺の部分というのは、どうしても午前中、市長の説明にもありましたように、単独の合併浄化槽というふうなことになるかと。そうしますと結局汚泥の問題が出てくるわけです。先ほど課長さんからありましたように、清流園で処理をしておられるわけなんです、今後汚泥の処理の方が段々と増えてくるわけなんです、これまでの流れからいいますと、し尿処理場についてももう改修の時期がぼつぼつ来るというふうなことも計画の中にはあるわけなんです、その辺、清流園の方の改修、それから予定、あるいはその汚泥の処理の内容ですね、リサイクル方法を取るのか、どうするのか、その辺、計画的なものがわかればお知らせしたいと思います。

新川下水道課長  
天清委員長  
新川下水道課長

委員長。

新川下水道課長。

浄化槽汚泥もそうですが、公共下水道の処理施設、あるいは農業集落排水から出ます汚泥、それぞれございます。公共下水道から出ます汚泥につきましては、産業廃棄物になります。それから農業集落排水事業におきます汚泥は一般廃棄物、それから浄化槽汚泥につきましても一般廃棄物ということでございます。

現在、処理の状況でございますが、甲田、吉田浄化センターにおきます汚泥の処理につきましては、産業廃棄物としてそこで濃縮汚泥にしまして、かなり水分を取った状態で、市内の美土里町にありますアルファ有機さんという会社の中で、肥料化を行っております。

それから農業集落排水施設の汚泥につきましては、近年の施設につきましてはそういった汚泥を一たん濃縮をして軽くして出すという施設も設けておるわけなんです、向原等につきましては、早くからの処理施設ということで、ある程度脱水をする前の状況の中で、処理をしております。その処理先は清流園でございます。先ほどありましたように、これからどんどん浄化槽の汚泥も増えて参ります。これも清流園で処理をしております。これまでは施設の管理組合ということで、なかなか我々各町の担当もですね、我がこととして認識が薄かったと思うんですが、かなり汚泥の処理の制限がされております。実際処理能力が1日50キ口ということで、日々の処理がですね、大変だという状況でございます。そういう意味で先ほどちょっと予算の中で申し上げなかったんですが、農業集落排水の施設の汚泥を、今年ではなくて来年度へ向けてですね、**脱水車**ということで新たに汚泥を抜き取る段階で、ある程度脱水をですね、水分の抜けた状況で処理をしていく計画を立てております。それらによりまして、その汚泥につきましては清流園に行かずに、そういったコンポスト化の道が開けて参ります。ただ、それらの計算を現在し

とるわけですが、それらをしてでもですね、なかなかまだ清流園では今までの浄化槽汚泥の処理がですね、なかなか追いつかない状況も見えております。そういう意味で、新たな施設をですね、改修するというこれまでの検討もされてきたようでございますが、多額な費用がかかるということで、なるべく清流園に持ち込むまでにですね、こういった処理をするかというのが、今課題になっております。そういう検討をですね、今年予算をちょっといただきまして、検討するようにいたしております。以上です。

天清委員長 他に質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

14時15分まで休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午後14時01分 休憩

午後14時15分 再開

~~~~~○~~~~~

天清委員長 再開いたします。

続いて、議案第45号平成16年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計予算の件を議題といたします。

建設部長から要点の説明を求めます。

金岡建設部長 委員長。

天清委員長 金岡建設部長。

金岡建設部長 平成16年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計予算でございますが、この事業は本年度から始まった事業でございます。歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億3,797万2,000円と定めさせていただいております。予算の詳細につきましては、下水道課長よりご説明させていただきます。

新川下水道課長 委員長。

天清委員長 新川下水道課長。

新川下水道課長 それでは、コミュニティ・プラント整備事業特別会計につきまして、ご説明を申し上げます。この事業は、甲田町吉田口地区におきます整備事業でございます。

246ページをお願いいたします。歳入でございますが、3款国庫支出金、1目コミュニティ・プラント整備事業国庫補助金4,165万円でございます。これは補助率3分の1の補助でございます。

6款繰入金、1目一般会計繰入金5,882万2,000円を計上いたしております。

9款市債、コミュニティ・プラント整備事業債といたしまして3,750万円計上いたしております。

次に歳出でございます。1款総務費、一般管理費でございますが、管



理に係ります旅費、需用費でございます。

2款施設費、1目施設建設費でございますが、コミュニティ・プラント施設建設費に伴います人件費、また委託料におきましては設計、あるいは施工の監理業務委託料でございます。工事請負費においては、施設建設費に伴います工事請負費、また一部管路工事も実施をいたします。

公有財産購入費でございますが、処理場用地購入費でございます。また、これらに伴います補償補填及び賠償金239万円を計上いたしております。併せまして1億3,724万2,000円でございます。

次のページの3款公債費でございます。利子60万円計上いたしております。

5款の予備費といたしまして10万円でございます。以上で説明を終わります。

天清委員長 質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

天清委員長 続いて、議案第46号平成16年度安芸高田市簡易水道事業特別会計予算の件を議題といたします。

建設部長から要点の説明を求めます。

金岡建設部長 委員長。

天清委員長 金岡建設部長。

金岡建設部長 平成16年度安芸高田市簡易水道事業特別会計予算につきましては、歳入歳出それぞれ18億5,165万8,000円と定めさせていただいております。なお、予算の内容説明につきましては、水道課長よりご説明をさせていただきます。

岸野水道課長 委員長。

天清委員長 岸野水道課長。

岸野水道課長 失礼します。それでは平成16年度安芸高田市簡易水道事業特別会計予算の要点をご説明いたします。

258ページをお願いいたします。2歳入でございますけれども、款1分担金及び負担金、目1分担金1,635万6,000円見込んでおります。これは新規加入者260件を見込んでおります。

款2使用料及び手数料、目1使用料1億6,601万7,000円でございますけれども、水道料金を見込んでおります。これは旧6町給水区の過去の実績に基づきまして、計上させていただきました。款2使用料及び手数料、目1手数料21万円、これは新規検査手数料を105件ほど見込んでおります。

款3国庫支出金、目1簡易水道事業国庫補助金4億4,761万6,000円でございますけれども、簡易水道国庫補助金で、旧町継続事業に伴い、内示額の補助金でございます。

款4県支出金でございますけれども、目1簡易水道事業県補助金1億645万5,000円。営農飲雑工事の補助金でございます。甲田町分でございます。

款5の財産収入につきましては、目1利子及び配当金1,000円、2財産売払収入1,000円でございます。

次のページをお願いいたします。款6繰入金、目1の一般会計の繰入金6億4,099万8,000円を見込んでおります。款6繰入金、目1簡易水道事業基金繰入金1,000円ほど見込んでおります。

款7の繰越金、目1繰越金1,000円見込んでおります。

款8の諸収入、目1預金利子1,000円見込んでおります。款8の諸収入、目1雑入3,970万1,000円は、平成15年度分の消費税の還付金の収入を見込んでおります。

款9市債、目1簡易水道事業債4億3,430万円は、簡易水道事業債を見込んでおります。

次のページをお願いいたします。3の歳出でございますけども、款1の総務費、目1一般管理費6,486万1,000円ほど見込んでおります。主なものとしたしましては、節2の給料、節3職員手当、節4の共済費、それぞれ一般人件費で4,720万7,000円ほど見込んでおります。節11でございますけども、128万4,000円を見込んでおります。これは主に燃料代、また図書の購入、印刷製本費等でございます。節12役務費147万円でございますけども、郵送料、また庁舎の電話代等を見込んでおります。節13の委託料355万円は、検針の委託料が主なものでございます。節19の負担金補助及び交付金でございますけれども131万円見込んでおります。これは簡易水道協会への負担金等でございます。節27の公課費でございますけども900万円見込んでおります。これは平成15年度3月分の消費税の納付見込み予定額でございます。

款の2の施設費、目1施設管理費1億1,340万9,000円を見込んでおります。これは現在稼働しております11施設の費用でございます。主なものとしたしましては、節1の報酬213万6,000円、浄水場の管理をお願いするための費用でございます。11需用費4,420万4,000円でございますけども、主に役員費、また取水場、浄水場の電気代、ポンプ排水管等の修理等を見込んでおります。節12の役務費538万2,000円、これは各施設からの施設への専用回線の使用料を見込んでおります。節13の委託料でございますけども4,885万5,000円ほど見込んでおります。これは施設の管理、また漏水調査、濾過砂の洗砂、計装機器の保守等を見込んでおります。節15の工事請負費730万円は、施設の維持工事に充てるためでございます。節18の備品購入費300万円でございますけども、メーター器435個の購入を見込みで計上させていただきました。節19の負担金補助及び交付金でございますけども36万円、これは高宮町の宮原用水組合への負担金でございます。

続きまして、款2施設費、目1施設建設費15億1,835万1,000円見込んでおります。主なものとしたしましては、節2の給料、節3職員手当等、節7賃金、それぞれ計上いたしております。節11の需用費355万8,000円は、消耗品費、印刷製本、燃料代、作業服、安全器具等の購入の予定でござ

います。節13委託料1億5,204万7,000円でございますけども、旧町引き継ぎ事業に伴います設計監理、また調査、また分筆等でございます、それと認可申請業務委託、また美土里町におきます水源調査を見込んでおります。

次のページをお願いいたします。節15工事請負費13億3,286万3,000円でございますけども、高宮、八千代、甲田、吉田におきます継続事業、また向原町におきますトリクロロエチレンの除去装置の請負工事でございます。節17公有財産購入費393万5,000円ですけども、各施設の施設の用地の購入を見込んでおります。節22補償補填及び賠償金でございますけども449万8,000円。施設用地の立木補償等を見込んでおります。

款3公債費、目1元金5,664万7,000円、2利子9,438万9,000円、併せまして1億5,103万6,000円の見込みでございます。

款4諸支出金、目1一般会計繰出金1,000円見込んでおります。

款5の予備費、目1予備費400万円見込んでおります。

それと、施設建設費の工事請負費につきましては、平成16年度本予算説明資料に基づきまして、18ページに明細書、19ページに位置図を添付しておりますので、よろしくをお願いいたします。以上で、要点の説明を終わらせていただきます。

天清委員長 以上で説明を終わります。  
これより、質疑に入ります。  
質疑はありませんか。  
〔質疑なし〕  
質疑なしと認めます。  
これをもって質疑を終了いたします。

天清委員長 続いて、議案第47号、平成16年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計予算の件を議題といたします。  
建設部長から要点の説明を求めます。

金岡建設部長 委員長。

天清委員長 金岡建設部長。

金岡建設部長 平成16年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計予算でございますが、予算の歳入歳出予算の総額を、それぞれ661万円と定めさせていただいております。予算の内容につきましては、水道課長にご説明させていただきます。

岸野水道課長 委員長。

天清委員長 岸野水道課長。

岸野水道課長 失礼します。それでは平成16年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計予算の要点のご説明をいたします。

278ページをお願いいたします。本事業は飲料水供給事業に伴いまして、高宮町の下福田、簾の2地区の歳入歳出でございます。2の歳入でございますけども、款1分担金及び負担金、目1分担金1,000円見込んでおります。款2の使用料及び手数料、目1使用料180万1,000円、水道の使用

料を見込んでおります。

款2使用料及び手数料、目1手数料1,000円ほど見込んでおります。

款6繰入金、目1一般会計繰入金480万5,000円ほど見込んでおります。

款7繰越金、目1繰越金1,000円。

款8諸収入、目1雑入1,000円見込んでおります。

次のページをお願いいたします。歳出でございますけども、款1総務費、目1一般管理費9万1,000円見込んでおります。主なものといたしまして節13の委託料、主に検針委託料を見込んでおります。

款の2の施設費、目1施設管理費309万円、主なものといたしましては節11の115万8,000円見込んでおります。これは次亜鉛素酸ソーダの薬品代、また電気代、修繕費等でございます。節12の役務費185万2,000円は、水質検査並びに電話代を見込んでおります。

款3公債費、目1元金58万4,000円、2利子264万5,000円、併せまして32万9,000円見込んでおります。

続きまして、款5の予備費でございますけども、目1予備費20万円見込んでおります。以上で、要点のご説明を終わります。

天清委員長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

渡辺委員 委員長。

天清委員長 渡辺委員。

渡辺委員 はい。関連の質問といいますが、水道事業について基本的には事業として上がっているものはすべてこれから着工していくわけですが、合併協の時代にいろんなそれぞれの課題が出ておりまして、調整事項となつた中に、飲料水に関わる問題としては各町においては、井戸ボーリングの助成をしておった事業があったと思うんですが、今後この事業、今ここで提案されておる事業で対応していきますと、やはり管路の問題とか、いろんな問題等、住宅が分散しておる地域の問題ということになりますと、あるいは井戸ボーリングの助成をしておいて、自分で確保された方が安くあがると。以後の管理についても経費が安くあがるんじゃないだろうかというようなことも伺えるわけですが、この旧町であった、そういった助成制度の調整ということに、現在まだ今朝ほどの部長さんの説明によれば、いろんな問題は今後の調整課題が残っておるというふうに承ってはおるんですが、具体的にこの問題については今後どのようにお考えか、お尋ねをいたします。

金岡建設部長 委員長。

天清委員長 金岡建設部長。

金岡建設部長 失礼します。渡辺委員さんの、個別の井戸ボーリング助成の件についてのご質問でございますが、今、議員ご指摘のように、旧町ではその状況の中で助成制度を持っておられたところがございました。ただ、新市になりまして、それを全市に広げるかどうかというところ、まだ十分議論がされておりませんので、今後、下水道の整備の見直しなど図る中で、

当然、合併浄化槽等をもっていきますと、水を確保する問題が併せて出てくると思います。現時点で具体的なことについて、回答させていただく状況にはございませんが、そこらも併せてひとつの検討材料ということで、ご理解を願いたいと思います。

渡辺委員 委員長。

天清委員長 渡辺委員。

渡辺委員 予想した答弁をいただきましたが、やはり合併をする時点において、私も先般の一般質問で申し上げましたように、行政としては改革という名の下に合併を推進してきたわけですが、市民の皆さんはやっぱり合併して地域が寂れないようにという願いがものすごく強かったと思うんですよね。そうして、合理化主義でいくとどうしても中心は先に良くなっていくわけなんですけど、そういった末端地域の人にも、少しでも良かったなという感じを持っていただくためには、やはりこういった生活面での環境整備というのを配慮していくと、気分を使っていくということが大切であろうというふうに思っております。

部長さん先ほどありましたように、合併浄化槽を設置すると当然水の量も増えてくるというふうな問題もありますんで、その辺で件数がどんなにあるとか、そんなことを言ってるのではないんですが、末端の市民の皆さんも公平な公益が得られるような配慮をしていただきたいというふうに、お願いをしておきます。

天清委員長 他に質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

天清委員長 続いて、議案第48号、平成16年度安芸高田市水道事業会計予算についての件を、議題といたします。

公営企業部長から要点の説明を求めます。

金岡公営企業部長 委員長。

天清委員長 金岡公営企業部長。

金岡公営企業部長 失礼をいたします。水道事業は公営企業部ということでございますので、今度は公営企業部長としてご説明をさせていただきます。

平成16年度安芸高田市水道事業会計予算でございますが、業務の予定量といたしましては甲田町、吉田町併せまして給水戸数5,610戸、一日の平均給水量が4,150立米でございます。

収入及び支出でございますが、3条予算では収入、支出とも2億9,605万3,000円でございます。また、4条予算では、収入が2億5,166万7,000円、また支出の方では3億5,489万1,000円となっております。予算の内容、詳細等につきましては水道課長がご説明申し上げます。

岸野水道課長 委員長。

天清委員長 岸野水道課長。

岸野水道課長 失礼します。それでは平成16年度安芸高田市水道事業会計予算のご説

明をいたします。

13ページをお願いいたします。収入でございますけども、吉田、甲田両給水区の予算でございます。まず款1事業収益でございますけども、2億9,605万3,000円見込んでおります。項1営業収益2億9,604万6,000円でございます。主なものといたしまして目1給水収益2億9,477万4,000円見込んでおります。これは、甲田吉田給水区5,610戸に基づきまして、計算いたしました。目2受託工事収益、節1受託工事収益100万円、消火栓の修理2基分の受け入れを予定いたしております。

続きまして、支出でございます。款1事業費2億9,605万3,000円見込んでおります。項1営業費用2億4,159万6,000円、目1原水及び浄水費7,046万7,000円見込んでおります。主なものといたしましては、14ページをお願いいたします。節4の動力費1,628万1,000円見込んでおります。これは取水浄水場の電気代でございます。節5の修繕費3,612万6,000円見込んでおります。これは濾過器、また濾過池、また電気制御器、発電機等の修理を予定いたしております。節7の委託料1,387万4,000円でございますけども、施設の補修、また警備保障、また水質検査等原水の水質検査等を見込んでおります。節8の賃借料でございますけども107万円。施設から施設への専用回線の電話料、また電柱の共架料を見込んでおります。

目2の排水及び給水費3,821万5,000円ほど見込んでおります。節1の賃金152万8,000円見込んでおります。これは吉田給水区の浄水場無人化に伴います施設の管理のための費用でございます。節5の修繕費1,777万円、ポンプの修理、また漏水修理、メーター器の修理等見込んでおります。節8の委託料1,539万5,000円は、浄水の水質検査、またメーター器の取替え、漏水調査等の委託を見込んでおります。目3受託工事費、節1受託工事費100万円、消火栓の修理の予定でございます。目4総係費6,105万6,000円見込んでおります。節1の給料、節2の手当、節3法定福利、それぞれ見込んでおります。節5備消耗品費113万2,000円、事務用品、また図書等の購入を見込んでおります。

次のページをお願いいたします。節7の印刷製本費でございますけども104万9,000円、コピー代、電算用紙、届出用紙の印刷を見込んでおります。節9の通信運搬費187万6,000円は、電話代、後納郵便代等を見込んでおります。節11委託料281万5,000円は、検針、また口座振替の手数料、会計委託料、会計処理、電算保守等でございます。節13の賃借料でございますけども332万1,000円、料金システム、パソコン、また占用料、J Rさんの占用料、コピー機等の賃借料等を見込んでおります。節14の負担金12万3,000円でございますけども、日本水道協会広島県支部におきます負担金を見込んでおります。目5減価償却費6,435万8,000円ほど見込んでおります。節1の有形固定資産減価償却費といたしまして6,390万8,000円見込んでおります。節2の無形固定資産減価償却費といたしまして45万円見込んでおります。これは一級河川江の川におきます、取水

に伴います水利権に伴いました費用で、年間45万円の減価償却をいたしております。目6の資産減耗費、節1の固定資産減価償却費650万円見込んでおります。これは公共下水道等に伴います、布設替えに伴う旧施設の除却分でございます。

続きまして、項2の営業外費用4,423万9,000円見込んでおります。目1の支払利息及び企業債取扱諸費でございますけども3,991万1,000円。節1企業債利息3,991万1,000円見込んでおります。目2の消費税、節1の消費税といたしまして432万8,000円見込んでおります。これは平成16年度納付予定額でございます。項3の特別損失、目1の過年度損益修正損、節1過年度損益修正損18万円見込んでおります。これは不納欠損を見込んでおります。行方不明者、また破産者7名分を見込んでおります。項4の予備費1,003万8,000円ほど、見込んでおります。

次のページをお願いいたします。続きまして、資本的収入及び支出でございます。収入、款1資本的収入2億5,166万7,000円見込んでおります。項1分担金、目1分担金、節1加入者分担金582万7,000円見込んでおります。新規加入者57件ほど見込んでおります。項2工事負担金、目1工事負担金、節1工事負担金7,934万円は、消火栓、また公共下水道等によります移設工事に伴います工事の負担金を見込んでおります。項3の出資金、目1一般会計出資金、節1一般会計出資金4,830万円ほど見込んでおります。項4の補助金、目1補助金、節1国庫補助金5,800万円見込んでおります。これは旧町継続事業に伴います国庫補助金の受け入れ予定額でございます。項5の企業債、目1企業債、節1企業債6,020万円見込んでおります。工事に伴います上水道債の借入を予定いたしております。

次に支出でございますけども、款1資本的支出3億5,489万1,000円ほど見込んでおります。項1建設改良費2億8,398万1,000円ほど見込んでおります。目1配水施設新設改良費1億3,113万ほど見込んでおります。これは、公共工事に伴います移設工事、また委託料、設計委託料を見込んでおります。節2の工事請負費といたしまして1億765万円見込んでおります。これは、下水道工事、道路改良工事、老朽管の配水池の改修工事、老朽管移設工事等を見込んでおります。節3の給料250万円、節4の手当50万円ほど見込んでおります。

続きまして、目2の営業設備費、節1量水器購入費でございますけども134万6,000円見込んでおります。検定期限満了に伴います量水器の購入でございますけども、304個ほど見込んでおります。また、目3の小山地区の拡張事業といたしまして7,288万4,000円見込んでおります。主なものとしたしましては、節6の1,008万円、設計監理委託料でございます。節8の工事請負費6,127万6,000円は、旧町の継続事業でございます。目4の横山地区拡張事業費でございますけども7,393万1,000円見込んでおります。主なものとしたしまして、節6の委託料871万5,000円、設計監理委託料を見込んでおります。節8の工事請負費でございますけども6,249万円見込んでおります。これも同じく旧町からの継続事業でございます。

目5の甲立浄水場移転事業費といたしまして469万円見込んでおります。節1の補償費130万円は立木補償等でございます。

次のページをお願いいたします。節3の公有財産購入費308万円でございますけども、施設の用地を購入する予定でございます。項の2企業債償還金、目1企業債償還金、節1企業債償還金7,091万円は、起債の元金分でございます。建設改良工事の工事請負費につきましては、平成16年度予算説明資料18ページに明細、また19ページに位置図を添付しておりますので、よろしくをお願いいたします。以上で説明を終わります。

天清委員長 説明を終わり、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

今野委員 委員長。

天清委員長 今野委員。

今野委員 ちょっと勉強不足で申し訳ないんですが、企業債というのは初めて出てきたんですがね、交付金に対する充当率はどれくらいですか。

企業債のですね、交付税に対する充当率ですよ、何パーセントですかね。

岸野水道課長 委員長。

天清委員長 岸野水道課長。

岸野水道課長 失礼いたします。企業債におきます起債の充当率ということですけども、上水道15会計におきましては、起債の充当率はありません。ですから、充当はなしです。よろしいでしょうか。

今野委員 委員長。

天清委員長 今野委員。

今野委員 わしも勉強不足でね、大体起債にはね、大体過疎債も辺地債とか、いろいろな起債がありますけども、やはりそういう充当率のあるような起債の方法があると思うんですよ。わざわざ100%払うというようなね、起債でなしに、もうちょっといい起債の方法、こういうメニューをお探しになったらいかがでしょうか。ないですか。

岸野水道課長 委員長。

天清委員長 岸野水道課長。

岸野水道課長 すいません。簡易水道事業につきましては、今言われましたように過疎債とか辺地債とかいろいろメニューがあるんですけども、企業会計におきましては、起債につきましては、上水道事業債が1本しかないんです。それに対して今言われますように交付税の戻りとかいうものがですね、上水道事業債につきましてはありませんので、オール借金になってしまうので、よろしくをお願いいたします。

天清委員長 他に質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

天清委員長 以上をもって、本予算審査特別委員会に附託を受けました、すべての



案件についての質疑を終結いたしました。

暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午後2時52分 休憩

午後3時00分 再開

~~~~~○~~~~~

天清委員長 再開いたします。  
これより、一括討論に入ります。  
討論はありませんか。  
〔討論なし〕  
討論なしと認めます。  
これをもって討論を終結いたします。

天清委員長 ここで、審査委託を受けました9件の議案について、意見を付すべき事項があれば、ご意見をお願いします。  
まず、議案第37号平成16年度安芸高田市一般会計予算について、お諮りします。  
暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午後3時09分 休憩

午後3時10分 再開

~~~~~○~~~~~

天清委員長 それでは、再開いたします。  
ただ今、議案第37号平成16年度安芸高田市一般会計予算についての意見を付すべき事項があるかということでお諮りしましたが、他の案件について、特別に意見を付することがないようでしたら、省略させていただきたいと思いますが、よろしゅうございますか。  
〔異議なし〕  
では、異議なしと認めます。

天清委員長 これより、議案第37号平成16年度安芸高田市一般会計予算の件を挙手により採決いたします。  
本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。  
〔挙手多数〕  
挙手多数であります。  
原案のとおり可決すべきものと決しました。

天清委員長 これより、議案第41号平成16年度安芸高田市公共下水道事業特別会計予算の件を挙手により採決いたします。  
本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。  
〔挙手多数〕  
挙手多数であります。  
よって、議案第41号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

- 天清委員長 これより、議案第42号平成16年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算の件を挙手により採決いたします。  
本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。  
〔挙手多数〕  
挙手多数であります。  
よって、議案第42号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。
- 天清委員長 続いて、議案第43号平成16年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計予算の件を挙手により採決いたします。  
本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。  
〔挙手多数〕  
挙手多数であります。  
よって、議案第43号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。
- 天清委員長 続いて、議案第44号平成16年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計予算の件を挙手により採決いたします。  
本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。  
〔挙手多数〕  
挙手多数であります。  
よって、議案第44号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。
- 天清委員長 続いて、議案第45号平成16年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計予算の件を挙手により採決いたします。  
本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。  
〔挙手多数〕  
挙手多数であります。  
よって、議案第45号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。
- 天清委員長 続いて、議案第46号平成16年度安芸高田市簡易水道事業特別会計予算の件を挙手により採決いたします。  
本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。  
〔挙手多数〕  
挙手多数であります。  
よって、議案第46号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。
- 天清委員長 続いて、議案第47号平成16年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計予算の件を挙手により採決いたします。  
本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。  
〔挙手多数〕  
挙手多数であります。  
よって、議案第47号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。
- 天清委員長 続いて、議案第48号平成16年度安芸高田市水道事業会計予算の件を挙手により採決いたします。  
本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。  
〔挙手多数〕  
挙手多数であります。

天清委員長 よって、議案第48号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。  
以上で、予算審査小委員会として建設常任委員会に審査委託された議案の審査は、全部終了いたしました。

天清委員長 なお、委員長報告書の作成については、私にご一任願います。  
続いて、地方の道路整備の促進に関する意見書について、お諮りします。

増本事務局長 この件につきましては、建設常任委員会で審査することとなりました。  
事務局長から説明をさせます。

増本事務局長 失礼をいたします。お手元の方にですね、今朝お配りをしていたと思うんですが、地方の道路整備の促進に関する意見書についてということで、最終日に、ここの中で皆さんがご協議いただきまして、これは関係機関へ送った方がいいだろうということをお願いしましたら、一番最初の提出者をどなたにされて、できましたら、賛成者は常任委員全員になっていただきたいと思いますが、これを決めていただくということでございます。

1枚めくっていただきますと、内容が書いてございますが、この文案につきましては、建設部長の力を借りまして、安芸高田市版に直しております。特に高規格道路とか、国道54号線等の地域の実態を書いてですね、これを政府関係機関の方に決議いただいて送付するというところの準備をさせていただいてるものでございます。これも議会運営委員会の方で、建設常任委員会の方で揉んで提出しようということでございましたので、皆さんにお諮りをさせていただきます。

ただ今から、委員長さんのほうからですね、ご意見があればお伺いされて、これを出すか出さないかということ、皆さん総意で決定いただきたいと思います。それで、提出者についてはどうするかという諮り方をされますので、他の委員会でございましたら委員長さんが提出者になって、16日の最終日に登壇をいただいて、要点を委員長さんが読み上げられ、皆さん全員で議決いただいて、関係機関に送付するという運びになるところでございますので、よろしくご協議の程、お願いいたします。以上でございます。

天清委員長 それでは、ただ今の説明のとおりですが、ご意見があればお伺いしたいと思います。

吉村委員 委員長。

天清委員長 吉村委員。

吉村委員 これは、具体的には高規格とかいうかたちになっとるんですが、これは西条の方へ向けていく、飛行場の方へ向けていくことを指して言うてるわけですか。

それと、都市再生を推進するいうのがあるんですが、この都市再生いうのはどういう意味なのか、ちょっと詳しく説明していただきたいんですが。

天清委員長 暫時休憩をいたします。

~~~~~○~~~~~

午後3時20分 休憩

午後3時24分 再開

~~~~~○~~~~~

天清委員長

再開いたします。

ご意見がないようですので、ご異議なければ建設常任委員会から提出  
いたしたいと思います。提出者については、いかがいたしましょうか。

ここで、暫時休憩をいたします。

~~~~~○~~~~~

午後3時24分 休憩

午後3時25分 再開

~~~~~○~~~~~

天清委員長

再開いたします。

お諮りします。

委員長の私が提案者となり、委員の皆様全員が賛成者となっただ  
くということで、ご異議ありませんか。

〔異議なし〕

ご異議ないようですので、委員長が提案者となり、委員の皆様全員が  
賛成者となっただくことに決定いたしました。

以上で、建設常任委員会の議事は全部終了いたしました。

以上をもって、建設常任委員会を閉会いたします。

大変ご苦勞様でした。ありがとうございました。

~~~~~○~~~~~

午後3時25分 閉会